

KULIC

3

1971. 11

慶應義塾大学研究・教育情報センター



完成した松下記念図書館

▲全景

▼落成式の風景



KULIC 3

目 次

特集——政府刊行物の収集・整備

- | | | |
|---|------------------------|---------|
| 1 | 研究者の立場からの提言 | 中 鉢 正 美 |
| 2 | 研究者側からみた政府刊行物の利用価値 | 百 溪 浩 |
| 4 | 政府刊行物収集・整備の現状と今後の構想・計画 | 石 川 博 道 |
| 8 | 政府刊行物の意義と問題点 | 長 沢 雅 男 |

- 13……………日吉情報センターの構成と運営 三 沢 進

16……………トピックス

松下記念図書館の完成

共同研究と文献情報サービス

- | | | |
|----|------------------------|-------------|
| 18 | 共同研究プロジェクトにおける文献収集について | 福 島 義 久 |
| 20 | 医学情報センターにおける文献分析サービス | |
| | ——「失語症」関係の例について—— | 加藤和子, 五十嵐優子 |

23……………慶応義塾図書館史 その2

新銭座から三田へ

伊 東 弥之助

28……………大学職員と専門職制

——ライブラリアンの例を中心として——

福 留 孝 夫

15……………テイルルーム

22……………選書・収書・サービス

27……………スタッフルーム

32……………編集後記

研究者の立場からの提言



中鉢正美

(経済学部教授)

戦後、政府各省庁の白書や月報等が多く発行されるようになり、また総合的政策や経済計画の立案とも関連して、行政統計の類が整備されてきたことは、広く社会科学の分野で実証的な研究を進める人々にとって好都合なことである。しかし情報化時代というのは、また情報の提供者によってコントロールされたデータだけが大量に供給される時代ということでもあり、その中で独自の主体性をもった判断を下そうとすると、勢い、これら大量の情報相互を綿密に比較検討し、提供者によっても意識されなかったような機能的諸関係を発見しなければならない場合がおこってくる。日本の諸統計は、単独ではなかなか慎重に作られていても、相互の関連が十分つけられていない欠点があるが、この欠点が時には問題発見のいとぐちになることもある。といった様なこともあって、パーキンソンの法則よろしく無限に増加してゆくように思われる政府刊行物についても、ある程度の範囲にわたる収書は、大学の情報センターとして常時利用可能な状態に持続して頂かねばならない。

といっても、国公立の機関とことなり、これらの刊行物を原則として有償で入手しなければならない私学にとっては、最少の費用で最大の効果をあげるために、情報管理をできるだけ効率的にするとともに、利用者であるわれわれも、収書に当って、出来るだけの便宜をはかることがお互いのために必要であろう。霞ヶ関の政府刊行物サービスセンターは、この有償頒布の中心組織である

が、ここで扱われている大蔵省印刷局出版、その他の依託刊行の年刊報告書等が600~700点、月報等が300種類位あり、この中には各省庁以外の外郭団体200位のものも含まれているが、これらが不定期に発表し、その中からセンターが臨時に選んで取扱っているものも含めれば、その数は膨大なものとなる。

そこでまず第一に、情報センターとしては現在塾内各図書館、研究所、研究室等に分散所蔵、あるいは収書されている政府刊行物のリスト・アップをおこない、そのうち各学部の研究者にとって共通に必要なと思われるものについては、なるべく手軽に利用できるような方法を講じて頂きたい。そして、場合によっては重複を整理し、欠号を補充し、センターにおける集中管理をはかる必要もおこるのであろう。それが利用上不適当な場合には、重複をいとわず新たに購入することも考えなければならぬ。

そして第二に、各学部の専攻分野ごとに備付が必要と判断される資料を選んでセンターに要請し、その欠をおぎなうとともに、その資料を最もよく利用する場所にそれが保管されるよう調整をはかることが望ましい。中にはあまり利用されないものが購入されている例もなきにしもあらずであろう。すでに本年6月には、経済学部・商学部関係の統計資料に関する備付推薦書目録が作成され、図書館および資料室においてその所有の調査がおこなわれているが、その中にはなお一割程度の未収集資料が含まれているし、欠号の多いことも目立っている。それらの補充はすでに開始されているとのことであるが、是非その促進を期待し

たいものである。

しかし第三に、このような整備を限られた図書購入予算の範囲だけにまかせるだけでなく、その利用者であるわれわれも出来るだけその整備補充に協力すべきであろうと考える。政府文書の中には、一般に刊行頒布されるものの外にも、例えば特定の審議会が勧告や立法をおこなう過程で色々の資料や中間案等を部内版として作成し、その審議に参加した委員以外にはなかなか入手出来ないものが多い。これらは当面の問題を解明するために非常に興味深いものではあるが、審議の性格上公的には発表されなかったものもあるし、又、後年立法の趣旨や過程を歴史的に検討する場合の不可欠の資料となるものも多い。かつて文部省科学研究費による特定研究で、日本近代化の問題が総合的に研究されたとき、政策史を担当したある研究班で、明治時代の貴・衆両院議員の子孫に依頼書を送って当時の議案審議に関する書類の残りを何によらず寄贈を願ったことがあるが、一見雑多な資料であっても、一応審議が終了した段階で、

それらを一括して保管しておくことは、将来貴重な情報源として活用される可能性を残すこととなる。現在各学部の中には、これらの審議において重要な役割を果たしておられる方々も多いと思われるので、情報センターとしてもその御好意を積極的に引出す努力をはかって頂きたい。

なおこれら各省関係の役職を続けておられる方々の中には、その省関係の公刊資料の相当部分を引続き寄贈されている場合も多いようである。勿論、お手許で利用しておられる場合は論外であるが、既に御不用の分については、さきの欠号補充に利用させていただくとか、あるいは万一一括御寄贈いただける場合には先述のリスト等も参考の上、新たに継続購入する等の便をはかることも考えられよう。要は、情報センターが、自主性と積極性をもって収書の方針を立て、各学部の研究者に協力を求めるならば、どこまでも補完的な方法ではあるが、ある程度収書の効率をあげることができるのみならず、貴重な文献の散逸を防ぐことにもなるのではないであろうか。

研究者側からみた政府刊行物の利用価値



公害がマス・コミュニケーションをさわがすようになってから、もうかなりになる。一般に公害と呼ばれている、大気汚染、水質汚濁、騒音、残留農薬などの環境汚染は人間の健康に影響を与え、大きな問題となっている。たとえば、大気汚染は慢性呼吸器性疾患を誘発し、ぜんそく、気管支炎などの一因となっている。水質汚濁は、河川についてみれば、水俣病、イタイイタイ病といった病気にあらわされるように、悲惨な結果をまねいている。公害の影響に対して医学の持つ責任は大きく重いものがある。

医学がこれらの公害に起因する疾患に対して予

百 溪 浩

(医学部衛生学専任講師)

防衛的な疫学面、患者それぞれの臨床面のいずれのアプローチをとるにしても、もはや一人の医師、研究者が長い年月を費やして追及していくことは容易ではなくなってきている。これには、疾患の原因となるものが複雑で簡単にはつきとめられないことや、多くの患者、続々と患者の生じる事態を防ぐために、速やかな対策を講じる必要があること、などと多くの困難があるからである。そこで、多くの場合、学識経験者などあるいは現場の研究者などを組織して、研究班を作り研究を進めていく。

政府や地方自治体は公害をなくすために、多くの費用を支出しているが、この中には、医学的な調査、研究のための費用も含まれている。そし

て、これらの研究費で研究班を組織している。

さて、公害に関連する刊行物、とくに官庁の刊行物について考えてみよう。これには二種類のものが考えられる。まず一つは、「公害白書」のようなものである。「公害白書」や公害関係の法規類についてはマス・コミュニケーションでとりあげられることも多く、また書店でも入手できるし、図書館にも備えられているので比較的なじみがある。ところが、これらは医学的な調査や研究にすぐ結びつく性格のものではなく、概括的なものと言える。もう一つは、先に述べたことと関連するが、研究班の報告書である。これは調査、研究に必要な資料であるにもかかわらず入手しにくい。書店などには出ないし、図書館でもなかなか入手できないことが多い。

ここでは、容易に入手できる資料はさておき、入手し難い研究報告書について述べてみよう。

ふつう、調査・研究費として研究班に渡された資金に対しては、研究の終了した時点ないし年度末に依頼した官庁などに報告書を提出しなければならない。この提出された報告書は謄写刷りないしタイプ印刷で印刷されるが、印刷部数が少なく、配布先は研究班員や関係者が多いようで、図書館のような機関が配布先となっているような場合は少ないようである。また、きちんとした配布先リストが用意されていることも少なく、報告書提出先も全国に散在しているため、横の連絡もないまま、全国の報告書が埋もれてしまっていることも多いようである。

研究報告者が、この報告書とは別に他の雑誌類に発表をすればそこから情報を入手することもできようが、一次的な価値は研究報告書にみられる。そこで、研究の途上でこのような報告書を必要としても、どうしても入手できなくなってしまうことが多い。また入手できた報告書についても、著者や刊行年月の欠けたものがあつたりして、引用文献として不適確な資料もときおりみつけることがあり、これは研究者側の責任でもあ

る。

文献資料を入手したいとき、医学雑誌に関する限り、入手を楽観視できる。というのは、もし、塾内で入手できないものがあれば、他大学の医学図書館などにすぐ手配をしてもらえるからである。もちろん、塾内に所蔵されている場合よりは費用と時間がかかるが、これはやむを得ないことだろう。また、国内になれば、アメリカやイギリスに複写の依頼を代行してもらえることも心強いことである。

考えてみると、このような相互に複写による貸し借りのできるサービスの背景には、どこの大学あるいは図書館に、どの雑誌が所蔵されている、ということがわかっていなくてはならない。このようなサービスが、一般に市販或は刊行されている雑誌類については確立されているのに対比して、政府刊行物、なかでも公害関係の報告書類、資料類について考えてみると、いまのべたシステムはほとんど出来ていない。

本来的に言えば、入手でき難い資料類についてこそ、このようなサービスができてしかるべきものであろう。

現在、医学情報センターで行なわれている厚生省関係の公害、公衆衛生の報告書の収集・整理・運用、そして文献目録、文献抄録を作成して雑誌に掲載するような業務を速やかに県や地方自治体レベルのものまで到達させることが必要になる。この仕事はまだ始められたばかりなのであるが、必要な資料をいつでも容易に入手できるようにするための第一歩といえるだろう。

ごく少数の報告書であっても、必ず一部はある責任ある機関に送付するような体制ができ、国や地方自治体からの報告書はそこに行けば必要に応じて読め、複写が入手できるようになれば研究はもっと進めやすくなろう。

公害に限って話を進めてきたが、他の学問分野についても同じようなことがおそらくは必要なのではないだろうか。



政府刊行物収集・整備の現状と

今後の構想・計画

石川 博道

(三田情報センター副所長)

政府刊行物の現状とその問題点についてはすでに多くの論文で紹介済みであり、^(註)関係者にとって自明の理とも言えるもので、それについて私がここで何かを述べようとするのは余り意義も興味もないもののように思われる。ただ私立大学に在ってつまり収集と利用に窮々としている側の立場から訴えたいものがあるし、特定の大学の特殊なケースではあっても、もし同様の悩みを持つ人々に少しでもガイド的な意味で参考になれば望外の喜びと思ひ、前者との重複を取ってお許しいただくことでペンを執った次第である。政府刊行物と言っても諸外国のそれもあり、国内のものにも中央官庁、公共企業体、政府関係機関から地方自治体に亘る広範な分野のものが含まれ、そのいずれも大学の研究者・学生に必要なもののみで、その収集と利用について、思い上がった言い方をすれば管制塔的役割を持つ我々図書館員は正に応接にいとまがないと言える。そして残念なことに花に喩れば高嶺の花や、流れに乗っても流れて来ないものがある、こちら側の受籠もはさみも充分でないものがあっていたずらに学内の利用者に嘆きを見せている。さて本稿では一般に最も需要の多い中央官庁の刊行物を主に、以下一私学における実状と収集利用の展望を試みてみる。

1. 政府刊行物作成側の現状

官庁が作成する膨大な資料は行政の必要に基く調査資料、統計書、法律の立法過程での審議記録、諸会議記録、部内の執務参考資料・報告書ないし指導手引等多種多量に及ぶが、官庁がもつ一大調査機関としての性格から、これら資料は学術

的にも信頼度の高い研究資料として研究者・学生に不可欠のものとされている。これらは大別して部外秘を含む非公開なるものと、一般頒布ないし市販可能の公開資料とに分れる。このうち大部分のものは原則として先ず①その官庁に属する国会図書館の支部図書館に集められ保管利用(主として庁内向)される。②国会図書館法に規定された納本の義務制に基き国会図書館に送られ、一般国民の閲覧利用にも供されることとなっている。納本率は刊行物の約90%と言われている。③又、専門図書館協議会が全国7ブロックに設置した資料センターにも送られ、各地域社会の需要に依っている。④市販のものは政府刊行物普及協議会が直営する政府刊行物サービスセンター(大都市6ヶ所)、及び民営の同ステーション(大体全国各都道府県単位50ヶ所)を窓口として販売されるが、非売とされるものでも部数に余裕がある場合などこれらの機関を通じ、また本局の係に依頼することで入手可能の面もある。

我々が官庁刊行物を利用しようとする場合いつでもどのような資料がどのような形で刊行されたかを知り得て始めて可能となるが、上記①～④の利用ルートに対応する書誌サービスの実情把握は何にもまして大切なものとされている。

我々が日常手にすることの出来るこれらの目録は個々にはそれぞれの目的をもって出版されるものであろうが、利用面から大別して以下の4つに類別できると思う。

1. 文献解説を主とした目録——「国の刊行物解説と目録」(国立国会図書館、昭46)「戦後の政府刊行物の紹介」(びぶろす 13巻2号～17巻8

号、昭37～41)等。

2. 速報性を意図した目録——納本週報の官公庁篇、政府刊行物新聞(半月刊)、政府刊行物月報、びぶろすの資料月報欄、大蔵省印刷局発行の政府刊行物月報、各支部図書館発行の目録中速報的性格のもの〔この種刊行物についての案内は支部図書館要覧、国会図書館年報の付表を参照〕

3. 収蔵目録——全日本出版物総目録、支部図書館の発行する収書目録、古くは「官庁刊行物総合目録」(1～8巻、昭20～33)があり、又資料センターから刊行される収書目録に「政府刊行物展示目録」(年刊)がある。なお経済統計資料関係で新しく目立つものに、龍谷大学社会科学研究所刊行の「統計調査資料目録—1969版」、経済団体連合会から出された「民間統計調査資料一覧」の付録「官庁統計調査資料一覧(昭46)」がある。

4. 待買目録——政府刊行物普及強化連絡懇談会編集になる「政府刊行物等総目録」(年刊)があり、サービス・センター、同ステーションの在庫注文の手引きとなっている。このほか大蔵省印刷局発行の政府刊行物総目録があり同様の目的に利用できる。

ただここで我々がよく注意しなければいけないことは、政府刊行物自体が国の行政上の必要に応じ刊行されるもので、議会及び諸官庁自身の用に供することが目的であって、民間の調査研究者に奉仕することは二義的であるにすぎないということである。従って複雑なその刊行事情、つまり印刷予算の過少と外郭団体への依存という一般的条件の下に刊行される資料は、印刷部数も必要部数を残して少くルートも複雑であり、もともと私立大学の図書施設には入りにくいものなのである。

さて上記の目録の中には非売と呼ばれるものがあるが、これは実は頒布可能のものが多く、唯印刷部数が少ないために非売の取扱いをするケースが多いと聞く。又市販のものを購入しようとしても目録にあって品切れで手の届かないものが多いのは、単に目録の発行と現物の刊行の時間的間隔が開きすぎるだけではないらしい。我々としては税金の還元の意味からも予算を増額して一般に容

易に入手できるように、出版の面での刊行部数の増加を是非要望したい。

2. 利用者側の現状

私立大学における研究者がこのような政府刊行物を軽視していたということはない。研究者(学生を含む)はその所属する大学の図書施設に依頼するかたわら、自らも何等かの方法で得たルートにより資料の入手への努力を続けているのである。我々の知る限り政府刊行物の流通機構は多少の例外を別として、官庁は国会図書館を除き、原則的に機関としての私立大学と公式ルートを持ち得ない存在なのである。我々はこれら外部の不利な条件にも拘らず政府刊行物の収集に努力して来たが、研究教育情報センター設立を契機としてこの面の整備改善を一層充実したものになりたいと考えている。従来各図書施設の収書業務が分散分離して行なわれ、統一ある収書の方針・計画が立てにくい状態で永く定着していたことがその間に相互の連絡協力の努力があったにも拘らず収書面で今日の遅れを致した所以であると思われるからである。しかしながら政府刊行物が国内の年間総出版物の半ばに及ぼんとする凄じいまでの量産傾向と、その80%が継続ものという性格などからして、政府刊行物は収集整理及び利用の対象として最も処理のしにくいものであり、加えて予算・人員・スペースなど私立大学の力の枠の制約もあって、収集面でも利用面でも容易に解決しにくい問題を種々はらんでいる。

3. 今後の収集整備のポイント

今や学術研究の新しい傾向に研究領域の拡大化と総合化が見られ、幅広い研究分野の開発が行なわれつつある。この時点での学術情報の収集ということはすでに個人の力量を超えたところに来ている感じである。巨大な情報源の氾濫とも言える量産化と複雑化に対応するためには、組織の力が必要である。図書施設が研究者の要望を先取りした形でデータの収集管理と提供につとめることは正に責務であると言えよう。

研究者の要望には色々あるがデータバンクとしての資料の充実と利用サービス体制の整備への要望が中心となる。政府刊行物については収書の面では必ずしも全部を網羅的に収集することは不可能でもあり、専攻主題・予算額の視点からむしろ重点的に、いわばワーキングコレクションの形成と充実を志向すべしとの声が高い。又、収集に当っては入手し易い市販のものを対象に、新しい部分を将来に向けて積み上げてゆく方法が確実だとされる。しかし一方では立法過程の審議記録・政策決定のための調査報告など、むしろ入手しにくいものの収集こそ大切であるとも言われている。特に各種統計資料類の整備についての要望が強い。これら研究者の要望を的確に把握するためにはアンケート方式の援用も考えられようが、資料の選定・収集・整備に当っては、まず既存のコレクションとの関連が最も重要であり、これとの接点に立って今後政府刊行物の整備を行なってゆきたいと考えている。このためにも現時点での各図書館における政府刊行物の分布状態・所蔵内容及び数量等実態を明らかにすることが必要である。いずれにせよ研究者の要望を具体的に反映させるものとして確実な計画性をもつものでなければならない。さてこの際特に考慮すべきことは政府刊行物を担当する専任者の確保の必要ということである。政府刊行物の入手難という事情からどうしても対外折衝を必要とする。この担当者はいわばリストを頭の中に入れており、内部的にはコレクションの整備の役割も担当出来ることが必要である。

4. 利用促進について

次に利用体制については学内における政府刊行物のコレクションを一括架蔵するが可か、それとも各分野毎に分散収蔵が是かの論がある。この件は予算とスペースに関わりをもつばかりでなく、基本的に研究者の利害に定着しており俄かに判定を下しがたい。問題はいかに効率的に利用効果を高めてゆくかにあるから大学内の研究教育に関わる体制を今より更に開放的なものとなし、関係者

相互の連絡調整と協力を強めてゆくことができれば、その精神的紐帯の強まりの中であとは技術処理の解決だけの問題となる。目録カードの整備・相互利用の円滑化など、研究者・学生からの課題も多いが建設的発言として充分尊重してゆきたいと思う。

次に学外施設の利用がある。申すまでもなく必要度の順位によって座右におくものと外部に依存して済すものがある。外部機関の利用で最大なかつ公式ルートの確立しているのが国立国会図書館である。同館の利用については今更紹介するまでもないが、一つ二つ細かい心得をあげておく。それは納本済の官庁資料のうち半年刊以下の継続的刊行物及びパンフレット類は国連・官庁資料室へ、年刊を含む単行書は一般書庫へ排架される。勿論、継続のものも合本製本後は一般書庫へ入る。複写で研究用として全巻複写したいときは著作権の問題もあり閲覧部運営課に申し出て特別許可を受けること。又館外貸出は大学単位に登録制があり、塾もしばしば利用しているが逐次刊行物の貸出はここでも不可である。支部図書館は原則として非公開である。ただ大学教授に門戸を開放しているところも、又紹介者を通じて館長が部外者の利用を特別に許可している館も多い。これら支部図書館の利用は決して不可能という訳ではないが、以上の如く極めて煩雑なので別の方法として専門図書館協議会の存在を知っておくのが便利である。このメンバーには会員機関同志の相互利用の協約の下に利用が許されている。

5. 政府刊行物のマイクロ化について

アメリカでは最近ロールフィルムに納めて供給する試みのあることが報道されたが、我国でも政府刊行物のマイクロ化の計画はかなり以前からあり、国会図書館の連絡部でもこの計画を考えているが、この度日本図書館協会では文献複製委員会（委員長・弥吉光長氏）を作り政府刊行物を中心にマイクロ化による学術情報の利用普及を計画している。我々が入手難の政府刊行物をこの計画の実施によって容易に手にすることの一日も早く出

来ることを心から願っている。

注) 酒井悌「日本に於ける政府刊行物の現状とその入手について」(第1回日米大学図書館会議報告論文集第1部, 1969); 佐久間信子「官庁資料の利用法と書誌」(びぶろす21巻3, 4号); 鈴木幸久「研究資料源政府刊行物の収集」(第1回日米大学図書館会議報告論文集第2部, 1969); 原田

隆吉「日米大学図書館における政府刊行物の入手と交換」(第1回日米大学図書館会議報告論文集第1部); 田辺由太郎「日本の官庁刊行物の現状」(国立国会図書館月報 No. 35, 1965. 2); 黒木努「政府刊行物の収集と提供」(図書館界18巻2号, 1966. 7); 洪田義行「統計調査資料の効果的収集の方法について」(びぶろす20巻12号)

研究・教育情報センター刊行物の御案内

〔三田情報センター〕

文献シリーズ

No. 10 手形法・小切手法 昭和46年3月刊

No. 11 経済学関係記念論文集記事索引

単行本の部(個人編)一昭和43年12月現在 昭和46年2月刊

慶応義塾大学雑誌目録欧文編 昭和39年12月刊

〃 和文編 昭和42年3月刊

慶応義塾図書館蔵和漢書善本解題 昭和33年11月刊

× × × × × ×

〔医学情報センター〕

医学教育文献速報 隔月刊

図書館ドキュメンテーション文献集 月刊

スタッフ・マニュアル '71年度改訂版 近刊

資料サービス編

情報サービス編

総務編

Library System 季刊

List of Foreign Medical Periodicals 昭和46年7月刊

購入問合せ先：

三田情報センター総務

東京都港区三田2-15-45 (〒108) 電話(453)4511 内線3413

医学情報センター総務

東京都新宿区信濃町35 (〒160) 電話(353)1211 内線2751

政府刊行物の意義と問題点

長 沢 雅 男

(文学部図書館・情報学科助教授)



◇はじめに

各国の政府は、程度の差こそあれ、その政治、経済、社会の実情を明らかにし、政府の施策について広く国民の認識を高めようという立場から、各種の刊行物を作成、頒布している。

20世紀における政府の役割は従来にもまして大きくなっているが、とりわけ科学技術の領域において、政府機関の仕事は重要な位置を占めている。J. D. Bernal のいうように、科学は1890年代の私的科学の時代から1920年代、30年代の産業界の科学の時代を経て、第二次大戦中から政府の科学の時代に入っている。

国家でなければまかなうことのできない多額の費用や多数の人員や大規模な設備を必要とする巨大科学においては、もはや単に自然科学・技術の領域の開発だけでなく、人文・社会科学を含むあらゆる領域の研究成果が求められる。そのために、大規模な組織的な調査に対する政府の援助や、各種の国立研究機関の研究が増加し、その結果としての報告資料が数多く刊行されることになる。

こうしたかたちで政府刊行物が出版されることを知るならば、それがさまざまな分野の調査研究に貴重な情報を提供してくれる基礎資料となることは容易に理解できるはずである。

◇情報源としての政府刊行物

政府刊行物のなかには、一般の読者を念頭においた魅力的な出版物もあるが、概していえることは、頒布方法が特殊なために入手しにくく、内容も独特のお役所口調で、しかも形態的にも不体裁

である。こういう性格のものが多いために、政府刊行物といえば、お上の作った無味乾燥な固くらしい印刷物としてのイメージができあがっている。長年のあいだに形づくられたこうした先入観念を払拭するのは容易なことではない。

しかし、学問の研究に従事するものが、このような先入観念にとらわれて、研究に役立つ重要な情報に目を向けようとしないのでいいのだろうか。研究者にとっては、それがどんなに使いにくいものであっても、貴重な情報源であるならば、生かして使う方途を講じなければならないはずである。

政府刊行物がつくられる際には、専門家が協力し、専門的調査を行なって、基礎的データを得ることが多いので、でき上がったものの形態は不備であろうとも、1次資料としての価値は高い。政府の施策の報告、コマーシャル・ベースでは到底なしえないような大規模な統計調査など、時宜にかなった最新情報をこれほど豊富に収載しているものは他にはないだろう。

政府刊行物は内容的に多様な情報を提供するだけでなく、その量も膨大なものである。各国において、どんな出版社よりも政府関係機関が出版している印刷物が多い。

ところで、このような大量の多種多様な情報源を総称する政府刊行物というのは何であり、どの範囲に及ぶものだろうか。この点を明らかにするために、まず定義の検討に移ることにしよう。

◇政府刊行物とは

出版物はいろいろな観点から種類分けすることができる。単行本、雑誌、パンフレットなどは出版形態による分け方であるし、これらを内容の面

からみるならば、人文科学、社会科学、科学技術関係に分けられるし、これらはさらに細分することもできよう。

ところで、政府刊行物（Government Publications）というものは、どのような観点から分けられたものであろうか。商業出版物、団体出版物、大学出版物などと同じように、刊行機関によって分けたものと常識的に考えて差支えないだろうか。

このような問いに対しては、そうである場合もあり、そうでない場合もあるというあいまいな答しか出てこない。国により、時代により、あるいは人によっても、政府刊行物についての理解はまちまちだからである。

この辺に、政府刊行物を扱う際の混乱が生じる原因があるので、あらかじめ政府刊行物の定義をしておいて、その範囲を決めておく必要がある。もっとも、それを利用する立場にある人にとっては、その内容が問題であり、政府刊行物であろうとなかろうとあまり問題ではないといえるかも知れない。しかし政府刊行物は特殊なものとして一般の出版とは別扱いされ、別置されたり、特殊の検索手段を講じたりされることが多いので、それがどの範囲のもので、どういう種類のものが属しているかをあらかじめ知っておくと甚だ都合である。

したがって、幾つかの重要な定義を紹介しながら、政府刊行物とは何かについて検討を加えることにしよう。

わが国では、昭和31年11月の閣議了解として、“政府機関が編集する印刷物で、販売または頒布するもの”が政府刊行物であると規定している。これはいわば狭義の政府刊行物であるが、それにもかかわらず、官報、法令全書などの法令関係資料；政治、経済、社会の実態や政策などを解説する白書類；各省庁で編集される広報誌、統計調査資料類；その他中期経済計画とか審議会の答申書、議事録など、かなり多彩である。これは昭和32年以来毎月発行されている『政府刊行物月報』に収録されている資料の範囲と考えてよい。

国立国会図書館では、国内出版物を網羅的に収

集し、かつ国際交換を行なう必要上、法規に基づいてその範囲を決めている。そして、同館発行の『納本週報』や『全日本出版物総目録』においては、政府刊行物とはしないで、一般刊行物と区別するために、官公庁刊行物として扱っている。

この官公庁刊行物のうちには、“国の諸機関により又は国の諸機関のため”（国立国会図書館法第24条第1項）に刊行されたもの、“都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため”（同法第24条2の1項）に刊行されたもの、および“市（特別区を含む）町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため”（同法第24条2の2項）に刊行されたものが含まれる。これは前述の閣議了解による定義よりも広い解釈であり、民間出版物に対する公の出版物（Official Publications）としての政府刊行物をとらえたものである。

このようなとらえ方は、実は、ユネスコの「公の出版物および政府文書（Government Documents）の国際交換に関する協定」（1958）において行なわれている。これによれば、“報告書、議事録その他の立法関係資料などの議会文書、中央政府、連邦政府および地方自治体の行政出版物や報告書、全国書誌、各国要覧、法令集、裁判所の判決録、その他合意のあった出版物が、一国の政府当局の命令および出費によって出版されたときに”それを公の出版物としている。

国立国会図書館が政府刊行物を公の出版物として広義に解しているのは、法律の規定があるからというだけでなく、ユネスコの協定に基づく国際交換の実際的な必要からでもあろう。『納本週報』に目を通すと、“官公庁納入の部”に立法、司法、行政各省および都道府県別に資料がリストされている。これらの省庁、地方公共団体およびその下部機関が関係した出版物はそのもとに収載することを原則とする。したがって、例えば、国立大学の出版物は文部省のもとに、公立学校の出版物は都道府県名のもとにリストされることになる。

諸外国でも政府刊行物に統一的な定義が与えられているわけではない。しかし、近年では、概し

て広義に解している場合が多いようである。とくに、アメリカで広義に解しているのが諸外国にも強い影響を与えたことがうかがえる。

アメリカでも、古くは、*Checklist of United States Public Documents* にみられるように、“政府刊行物を公文書(Public Documents)としてとらえ、“政府の費用で印刷された出版物とか議会の権限において、あるいは政府出版局(Government Printing Office)によって出版されたもの、および議員に配布するためとか政府の役人あるいは一般に頒布するために、議会あるいは政府機関によって購入された出版物は公文書である”としている。しかし、公文書という場合は古文書館が保存対象とする公のオリジナルな記録物が広く含まれるから、その文書から複製された出版物とは必ずしも一致しない。

その後、政府刊行物の定義づけがいろいろと試みられたが、その代表的なものが L. F. Schmeckebier にによる定義であろう。彼によれば政府刊行物は次のような出版物である。¹⁾

- ① 政府印刷局の出版事項をもつもの、あるいは政府機関が使用するために政府印刷局で出版されたもの。
- ② 出版事項ないしは印章によって、政府機関名を明らかにした出版物で、その機関の業務上承認され使用された出版物、ないしは政府の業務上、正式に配布された出版物。それが政府印刷局で印刷されたものであろうとなかろうと、また印刷に要する経費が政府、民間のいずれによって支払われようと、それは問わない。
- ③ 商業関係の会社、団体あるいは個人によって発行された出版物で、そのうちの一つの版あるいはリプリントが政府機関によって入手され、関係機関名が出版事項ないしは印章で明記されているリプリントあるいは正式の版。政府によって購入されたリプリントであるが、それを頒布した機関名のないものは含まれないし、政府の官吏あるいは雇用者が記

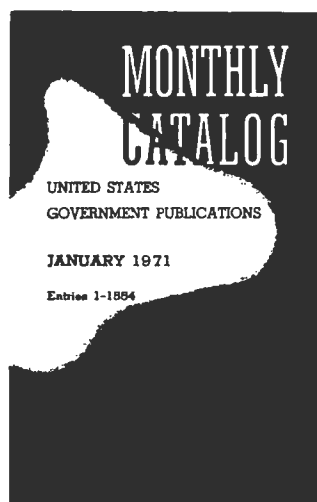
事の執筆者であったとしても、その記事が政府刊行物となるわけではない。

この定義は政府刊行物の概念がまだあいまいな1930年代に、試論的に行なわれたものであったが、その後広く受け入れられて今日にいたっている。但し、③に該当する政府刊行物がどの程度あるのか、あったとしても極めてまれなケースであろう。

◇政府刊行物の種類

これまで定義を述べた際にも、各種の出版物をとりあげたが、広義に従えばより多くの種類が含まれることはいうまでもない。ここでは、A. M. Boyd に従って、政府刊行物の種類として、次の17種をあげておこう。²⁾

1. 行政報告
2. 統計報告
3. 委員会あるいは審議会報告
4. 調査報告および研究報告
5. 議案および決議案
6. 公聴会記録
7. 議事録
8. 法令・諸規程類



Monthly Catalog

9. 判決録、意見書
10. 命令・規則
11. 名鑑および登録簿
12. 書誌その他のリスト類
13. 一般的・記述的な広報資料
14. 定期刊行物
15. 報道発表資料
16. 地図および海図
17. フィルムその他の視覚資料

これだけで政府刊行物のすべてが尽せるわけではない。このほかに、条約その他の外交文書、公示記録、教育、研修資料など、まだいろいろ列挙できようが、一応これらが政府刊行物の主体をなしているものと考えてよい。これらには本印刷のものだけでなく、タイプ印刷、ガリ版刷りなどによって複製されているものも含まれている。但し、カーボン紙による複製物は除外される。

事実、世界のどんな出版社よりも多く出版を行っているアメリカの政府印刷局から毎月発行されている政府刊行物目録 *Monthly Catalog* をみると、連邦政府の各機関が関係するあらゆる分野にわたる多種多様な資料が豊富にリストされているのに驚かされる。最近数年の収録記入点数を調べてみても、18,000点を下ったことはない。

◇政府刊行物の印刷・頒布

Monthly Catalog のなかには、政府印刷局で印刷されたものだけでなく、政府の各機関で個別に印刷されたものも含まれている。網羅的なリストとはいえないけれども、このような包括的な政府刊行物目録を継続的に発行することができるのは、一つには議会の一機関としての政府印刷局が統一的印刷刊行機関として発達しており、その頒布、目録作成を集中的に行なっているからである。

アメリカと同じように、印刷刊行を一元的に行なっている国としては、イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、カナダなどの諸国がある。また日本のように政府刊行物の印刷刊行を分散的に行なっている国には、フランス、西ドイツ、ベ

ルギー、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、スペインなどがある。

日本でも明治5年に印書局という政府の印刷機関が創られた当初は、政府刊行物の印刷頒布を集中的に行なうことを目指していたようであるが、民間の印刷事業の育成強化を図るためという理由から、数年を経ずしてその業務を縮小してしまった。このことが今日のような分散型に移行した大きな原因であると考えられる。

しかし、それ以上に大きな理由がある。それは政府が国民のあいだにその批判の材料ともなるような資料を積極的に流そうとする姿勢はもっていなかったし、また国民の側でも固くるしいお上の通達や宣伝臭の強い広報にはあまり関心を示さなかったからであろう。

政府機関で執筆・編集されたものを民間の印刷・販売に委ねている場合にも、種々の利点はあるけれども、採算を度外視することができないために高価なものになったり、あまり需要のないものは出版されないでしまったりするという弊害を伴いがちである。また、政府機関と特定の団体あるいは業者との不公正な癒着が生じないとも限らない。

このような事情に加えて、政府諸機関でも印刷刊行費について十分な予算的措置が講じられていないために、多くの政府機関の資料の作成部数が限られ、特に顔のきく人たちだけに資料が頒布され、研究のためにそれを本当に必要とする人の手には渡らないという困った問題も起こってくる。

いうまでもなく、政府刊行物は“与党”のためだけにあるのではない。国の施策や政治、経済、社会の実態に関する諸調査の結果が広く国民に知らされることは、民主国家においては基本的要諦である。国民は知る権利をもち、政府は知らせる義務がある。

政府刊行物の普及強化といった口さきだけの閣議了解にとどまらず、その印刷刊行と頒布をできるだけ集中的に行なう努力を重ねることによって、より多くの刊行物が国民の目に触れるように仕向ける必要がある。それはなにも国民ひとりびとりに刊行物を頒布すべきであるというのではな

い。むしろ、どのような政府刊行物があるかを、できるだけ網羅的に目録その他によって速報し、それを必要とするものがあれば、政府刊行物センターその他を通じて確実に入手できるようにするとか国立国会図書館その他の主要な図書館に寄託された政府刊行物が自由に閲覧あるいは複写できる体制を整える必要がある。

ところが、政府刊行物全体からみれば、販売されるものはわずかな数で、しかも時期を失すると入手できないことが多いし、国立国会図書館をはじめ、主要な大学図書館、公立図書館においても政府刊行物のコレクションはおおむね弱体で、利用者の要求に十分耐えられない実情である。

例えば、国立国会図書館法第24条によれば、すべての政府刊行物が同館に納入されなければならないはずである。しかし、その収集の現状をみると、同館が弱体である上に、政府諸機関が非協力的であるために、その本来目指している網羅性からは程遠い。大学図書館や公共図書館は推して知るべしである。

このような状態で、しかもいずれの政府機関もその刊行物を完全に把握していないことは、国家的にみて大きな損失であるといわなければならない。したがって、さしあたりは、少なくとも国立国会図書館に完全に近いコレクションをつくり、それを利用しようとする人びとが自由に閲覧できるようにするために、関係者は最大限の努力を注ぐ責任を果たすべきである。

また、国会図書館への納本制度は資料を外国の政府刊行物との国際交換の用に供するためにも守らなければならないが、現在は、関係部局の認識不足による法律無視のために、必要部数が納められず、国会図書館では著しい支障を来している。必要部数の複本が確保できれば、これを国際交換資料とすることによって、諸外国から有用な政府刊行物を収集するのに役立てることができる。こうして見返りにくる資料は、議会および行政諸機関だけでなく広く国民一般に利用できるように整理されることによって、計り知れないほどの利益をもたらすことはいうまでもない。

◇おわりに

政府刊行物というのは、どういうものであって、どんな種類のものからなるかを、幾つかの定義を通じて解説し、それらが研究情報を入手するために極めて重要な情報源となることを明らかにした積りである。

しかし、大量の政府刊行物があるにもかかわらず、その全体的な把握は極めて困難で、その収集・整理・利用上にも多くの問題をなげかけている。わが国の政府刊行物は主要な諸外国のそれよりもかえってとらえにくいという皮肉な現実さえある。

こうした状況を打開するためには、政府が全体として政府刊行物の印刷・刊行・頒布の一元化の方向を目指し、サービスセンターを拡充して、有料、無料のものを問わず、頒布体制を確立しなければならない。そのために、十分な予算措置を講ずることは、知る権利をもつ国民に対する税の適正な還元でもあるから、政府が積極的な方策を採ることがまず先決である。それとともに、刊行物を出した政府諸機関は国会図書館への納本を現行法規に従って、完全に実施する義務を果たさなければならない。

さらに、アメリカにおけるように、全国の主要な大学および公共図書館を政府刊行物の寄託図書館として指定し、その規模に応じて所定の刊行物を一括送付し、広く国民の利用に供するよう制度化する必要がある。こうした個々の図書館と政府刊行物のセンター館としての国会図書館が利用面における連携を強化することによってはじめて、研究調査のために政府刊行物を十分に活用する体制を整えることができる。

注)

- 1) Schmeckebier, L. F. Some problems of government publication <ALA. Committee on Public Documents. Public documents; papers presented at the 1936 Conference of the American Library Association. Chicago, 1936> p. 28-9.
- 2) Boyd, A. M. United States government publications. 3d ed. Rev. by R. E. Rips. New York, Wilson, 1949. p. 14-19.

日吉情報センターの構成と運営

三 沢 進

(藤山記念日吉図書館副館長)



かねてから計画されていた「日吉情報センター」も、いよいよ来年度、47年4月1日開設をめざし

準備中ですが、その中間報告をしておきたいと思ひます。本年4月から準備委員会が設けられ、夏休み前には「日吉情報センター規程案」も出来ましたので、今回はとりあえず同センターの構成と運営の面について述べることにします。

「日吉情報センター」は、すでに45年4月に発足した「三田情報センター」、46年4月に発足した「医学情報センター」、また来年(47年)4月に同じく発足予定の「理工学情報センター」と共に、「慶応義塾大学研究・教育情報センター」の一環としての活動を担うものであることはなんべんか紹介されている通りです。それ故に、規程案の骨子においては大差はないのですが、単学部的構成による医学情報センター、理工学情報センター、それから学部別単位を主とした綜合体である三田情報センターに対して、日吉では、一応学部別構成を背景としているものの、主眼が一般教育におかれているため、それに伴って他地区とはちがった構成、運営が求められてくるし、なお、文科系だけでなく自然科学系列をも包含しているので、それなりにある程度の複雑性も特殊性も出てくることになります。

「日吉情報センター」の構成を規程案の要約にしたがって紹介しますと、まず所長、副所長をおき、その所長は全塾の情報センターの日吉支部長になります。それから、人事、庶務、会計、施設管理および業務運営上の調整などを行なう「総務部門」をおく。そしてサービス部門として「パブリック・サービス課」と「テクニカル・サービス

課」を設ける。パブリック・サービス課は、現在の「日吉研究室図書室」と「藤山記念日吉図書館」とのそれぞれの図書閲覧、貸出、また資料の複写などを、取扱うこととなります。つまり二つのサービス単位が組織の上では一本化される形になるのですが、そしてたしかに研究・教育活動における情報の綜合流通化と能率化をめざして情報センターが設立されるわけですけれど、前々から村田前日吉図書館長なども指摘されているように、日吉の図書館は学生の利用を主とした学習図書館であるために、研究室とは別の機能の仕方がどうしても必要ですし、したがってサービス業務の実際面では大体これまでの研究室、図書館それぞれの運用形態を引継いで行くことになると思ひれます。

一方、テクニカル・サービス課は、パブリック・サービス課の二つの単位部門において利用される図書および資料の収集、整理などを取扱うことになるわけです。ここでも研究室側と図書館側とはその業務の細部ではやはりある程度の分業が必要になると思ひれますが、根幹では出来るだけの一本化をはかることが情報センターの主旨でもありましようし、その可能性も相当あると思ひれるので、その方向への努力を注ぐことになるでしょう。

以上のサービス二部門の構想はさしあたっての非常に大まかなものになっていますが、これが実際に運用されて行くようになると、いろいろ新しい要素も出てくるでしょうし、それらをどう採り入れて実施面に生かして行くかということになるのでしようが、それには慶応義塾の内部だけに限ってみても、他地区の情報センターとの連絡を深くとることが必要ですし、特にテクニカル・サ

サービス部門では相互の連携を緊密にして行かなければなりません。

また視覚教育・研究活動の面を情報センターとどのようにかき合わせて行くかということ、すでに荒木前研究室運営委員長も触れておりましたが、これも今後に残された課題の一つといえましょう。

次に、情報センターの運営に関する基本方針、予算、決算、その他の事項を審議する「日吉情報センター協議会」がおかれます。これはセンター所長の諮問機関となるものですが、その構成内容は前にあげた事情などからやはり日吉独自のものとなります。つまり三田のように学部別の単位からの委員構成ではなく、研究・教育部門別を単位として構成されることになるわけです。それを規程案についてみれば、「日吉情報センター協議会の委員は、次の各号により日吉情報センター所長が委嘱する」となっており

- ① 日吉主任の互選によって推薦された者（1名）
- ② 人文科学部門，社会科学部門，自然科学部門および語学部門の主査（各1名）
- ③ 人文科学部門，社会科学部門，自然科学部門および語学部門から推薦された者（各1名）
- ④ 日吉研究室運営委員長および日吉研究室主事
- ⑤ 日吉情報センター副所長およびそれを補佐する職位にある者
- ⑥ その他日吉情報センター所長が必要と認められた者

以上について少しく注釈を加えるとすれば、⑤の「……それを補佐する職位」とあるのは、総務、サービス各部門の課長とか、あるいは主任とかがその対象となるでしょうし、⑥のケースは、たとえば日吉での大世帯である語学部門などについては、部門主査と他に部門から推薦された者1名だけでなく、英・仏・独などの語学別の委員を増加させる必要のあることも考えられるし、多くの専門分野を抱えた自然科学部門についても同様のことがいえるかもしれません。それからまた教務その他の部署からの委員を加える場合もあるか

と思われる。

だいたい以上述べたところが現在までの「日吉情報センター」の構想の大要なのですが、さてこれを現実の場にあてはめて、具体的にどう実現して行くかということになるわけです。その場合の日吉の問題点については本誌第一号において、村田先生、荒木先生、また上田先生から十分に述べられていますから、今回はそれに言及しないことにしますが、私が準備委員に加わって今日までに第一に痛感したことは、日吉では何か事をはじめようとしても、施設などの物理的な面で、すでに入り込む余地がほとんどないということです。もちろん物理的な場が与えられればそれですぐさま物事が順当に行くことにはなりません、最少限の基礎的なところでの打開に苦心しなければならないのは、やはり何とかしなければならないことだと思います。

しかし、今後「日吉情報センター」をどのように有効に運営し、充実させて行くかということ、つまりそれは慶応義塾の研究・教育をいかに進め、充実させて行くかということにもなっていくのですが、その一つとして日吉研究室および研究図書室の増築あるいは新築、日吉図書館の増築あるいは新築の計画が総合的に押し進められなければならないと思われるし、それについてはさまざまな角度から考え、論じられなければならないことですが、それはそれとして、当面は、ともかくも限られた条件の中で情報センター実施への最大限の努力をかたむけて行くこととなります。



研究活動雑感

山田 邦博

有るお金と限りのない時間を使って研究をやりたい。私は本塾機械工学科において、固体材料の破壊、主に鉄鋼材料の破壊に興味を持ち、実験的な研究活動を行っている。したがって、これから述べる「雑感」には、これらの環境、状況による偏見が含まれることと思う。

研究活動の開始にあたっては、誰も、同じ事の繰返しを避けるために過去に行われた研究の詳細な調査を行うことであろう。まずは研究活動の守備範囲と位置づけが重要な意味を持つてくると思われる。この文献蒐集の期間においては、文献の意味するところの結論の分解、統合が研究活動の重要な部分を占めるものであり、これが出来ると、やっと一人前の研究者ということになるのであろうか。

* * *

過去にどんな研究が為されたか、またそれがいかなる内容の論文であったかを理解し、記憶することは、多少の理解力さえあれば、それほど難しいことではないように思う。しかし研究活動は理解力だけではない。多くの論文の流れを自己の記憶の中に正確に位置づけていくことは、それほど易しくはない。過去に行われた研究活動を正確に把握し、その上にオリジナルを組立てることが研究活動そのものであろうか。ここまではまだいい、最後に自らの成果（能力かな！）を自らの手で評価しなければならないのである。正確に！ここで大抵一度や二度、自らの能力に自信を失ってしまう。研究活動とは、頼まれてはできないものだと思いますながら毎日せせせせと研究室に顔を出している。

* * *

始められた研究活動は続けなければならないし、

文献も集めなくてはならないし、画期的な(!)アイデアを考え出さねばならないし…。無限の時間と資金があれば、いとも優雅に、エアコンの利いた図書館に通っていればよいのだが、そうもいかない。

まずは、関連を持つ多くの情報をより速く集めたい。現在計画中の研究と同じ事が過去に行われていたら、それは一銭の価値もないのだから。

こんな具合に毎日努力を重ねてはいるものの、現実の研究活動では、エッセンスたるオリジナルを考える前に、文献集めに手間がかかる。この手間は単なる機械的操作だと思うのだが、一見アカデミックな様相を呈するために、文献が手に入ると安心してしまい、とかく研究活動でも行っていたかのような気分になってしまう。

* * *

文献が手に入らないといって研究活動は休むわけにはいかないのだから、すべて情報は必要とする時に迅速に手に入る必要がある（すべて手元に文献があるという事とは異なる）。

文献をはじめとする情報の蒐集システムが確立されていれば、研究者は、自由により速いスピードでもってオリジナル・アイデアを活用、またそれに専心できることであろう。しかし余り自由に速く情報が手元に入ると、文献全部読まないし落ち着かず、文献蒐集魔になってしまうかもしれない。大切な取捨選択の能力が麻痺することが恐ろしい。

* * *

文献、情報を自由に手に入れる機能が満足されると、研究者は益々、能力の限界で脳味噌を絞ってオリジナルと奮闘しなければならないことになる。

こんな「戯言」を思いだしては、我身に鞭を打っているが、いつの日か、この鞭も利かなくなってしまうかもしれない。(工学部機械工学科助手)

松下記念図書館の完成

日吉矢上台に松下記念図書館が完成したことは、工学部関係者や図書館・情報センター関係者はいうに及ばず、義塾関係者全員の慶びとするところである。

小金井の工学図書館は、延床面積約 350m²、閲覧座席数80席、書架収蔵力24,000冊と、いかにも狭隘にすぎ、近代的文献情報サービスを要請されて来ている今日、それ以前の基本的サービスを遂行するのにさえ困難を感じる有様であった。その結果は、利用者である研究者、学生などの図書館サービスに対する不満となって鬱積していたのであろうし、また図書館側からみれば、サービスを通じて義塾の研究・教育の発展に積極的に寄与せんとする図書館職員の意欲をどれほど阻害してきたかはかり知れない。このように考えるとき、松下記念図書館の持つ意義と役割はきわめて大きいといわなければならない。

松下記念図書館は、松下電器産業株式会社の格別のご好意によって、その建設費用全額の寄

附を受けて完成したもので、鉄筋コンクリート造3階建、建築面積1,115m² (337坪)、延床面積約2,230m² (694坪)、日吉矢上台正面の坂道に立つと、向かって右手の丘上にその煉瓦模様の優美な姿を横たえている。

正面入口を入ると、玄関ホール、右手には目録コーナーおよび新着雑誌コーナーが設けられている。また左手には、カウンターをへだてて、文献複写サービスのためのスペース、さらにその奥には運営事務室およびテクニカル・プロセス用の作業エリアがある。

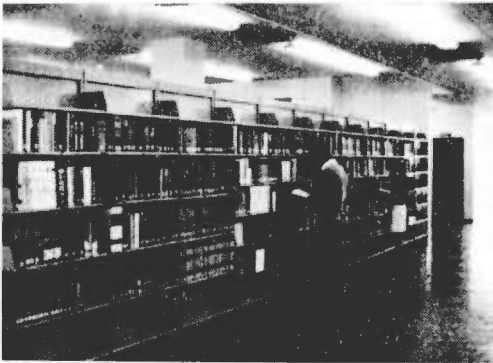
玄関ホールを奥に進むと、二次資料をコアとする書架(収容能力27,000冊)を囲むようにして、第一閲覧室(座席数100)がある。いっぽう、運営事務室の右手奥には館長室(理工学情報センター所長室)や小会議室が設けられている。

二階へは玄関ホール左手前の階段を上るが、ここには第二閲覧室(座席数110)および第三閲覧室(自習室 座席数60)と、書庫(収容能力55,000冊)、単行書用書架(収容能力6,000冊)のほか、特許関係資料室、マイクロ資料室等のスペースが設けられている。

なお、これらの書庫・書架は全館開架システムで運営され、利用希望者は一切の資格を問わず自由に閲覧できることはいうまでもない。

三階には会議室が設けられており、学部関係の諸会議にも大いに利用されるものと思われる。なお、そのほかの面積はアスファルト防水等をほどこした屋上部分となっており、この屋上に立つと、





日吉台の校舎等の諸施設を正面にし、三方に日吉の街を眺め下ろすことができ、その景色はなかなか良好である。

松下記念図書館と小金井の工学図書館についての比較を表1および表2に掲げたが、義塾の他地区の図書館・情報センターと比較すると、藤山記念日吉図書館（延面積1,683m²）をはるかに超え、医学情報センターとほぼ同じ大きさになっている。

表1. 新旧図書館面積の比較

	工学図書館 (小金井)	松下記念 図書館	増加率(倍)
延床面積	356.5m ² (108坪)	2,294.4m ² (694.1坪)	6.4
内訳			
(1) 閲覧室	158.7 (48.1)	962.3 (291.0)	6.1
(2) 書庫	155.5 (47.1)	481.1 (146.3)	3.1
(3) 事務室	41.3 (12.5)	483.5 (132.7)	10.6
(4) 会議室	0	131.0 (40.0)	
(5) 其他共通	1.0 (0.3)	281.5 (85.3)	281.5

表2. 新旧図書館主要設備機能の比較

	工学図書館 (小金井)	松下記念 図書館	増加率(倍)
閲覧座席数	80席	270席	3.4
書架収蔵力	24,000冊	88,000冊	3.7

松下記念図書館は、8月末日をもって工事を

完了し、9月初旬から移転作業が開始された。これはきびしいスケジュールであったが、職員 の 献 身 的 な 努 力 と 他 地 区 情 報 セ ン タ ー か ら の 多 数 の 応 援 を 得 て、無 事 9 月 下 旬 に は、書 庫 整 備 を 含 む 大 半 の 作 業 を 終 了 す る こ と が で き た。

9月28日には、松下幸之助氏代理、松下電器産業常務取締役小川鍛氏をはじめ、義塾関係者多数をむかえて竣工式が行なわれた。

新図書館のサービスは10月4日から開始されているが、これまでは施設の狭隘さのために一時的に医学情報センターに預けられていた日本科学技術情報センターからの移管資料(14,400冊)をはじめ、工学部各科からこれを機に集中化される資料(推定約16,000冊)などが従来の蔵書(54,000冊)に加わった結果、収蔵資料は一挙に充実されることとなった。さらに、現在は日吉記念館等に保管中の旧藤山工業図書館蔵書が加わるのもまもなくのことであろう。

なお、明年3月までの間は、授業との関係もあって小金井の旧図書館の業務も部分的に続けられることとなるが、いよいよ明年4月を期して工学図書館は組織面で「理工学情報センター」に改組される予定であり、つまりここに、半年後の新しい飛躍のための基盤がととのったわけである。



共同研究プロジェクトにおける 文献収集について

福島 義久

(商学部助教授)



最近、たまたまある、1つの共同研究組織の幹事をしていただかりに、共同研究プロジェクトに

おける文献収集について何か書かなければならぬはめになった。その「近代化研究会」なる共同研究組織は、経済発展にともなう諸問題の理論的解明と実証的分析を一応の目的としており、その活動資金はこれまでのところはもっぱら国の科学研究費補助金によってまかなっている。

ところで、1つの共同研究組織として「近代化研究会」はすでに10年近くの歴史とそれなりの実績を有しているが、現在では塾関係の研究スタッフを中心におよそ20名内外の人々が参加している。その顔ぶれは経済発展問題というまさにインターデシプリナリーな研究課題にふさわしく、いろいろどりのメンバーで絶好なインターデパートメントの協同の場といった観を呈している。そこではむしろ今日さかんに論議されている学部という制度の壁は少しも存在しない。もちろん、その半面において、専門分野とそのアプローチが異なる者同士が集まる結果、いささかまとまりに欠けるところがあるのは致し方ないかもしれない。

さて、経済発展は経済学の歴史とともに古い主題であるから、過去において経済発展論的視角がぜんぜんなかったというわけではむしろない。しかし、低開発国の経済・政治・社会を背景にして経済発展論が展開されるようになったのは比較的新しく、第2次大戦後のことである。それも最近10数年間の発展理論の進歩はとくにいちじるし

く、発展過程についての実証的研究もおびたしい数に達している。もちろん、このことは低開発国の経済発展が現代世界経済のもっとも重要な課題の1つであると理解されるようになったことの現われにほかならない。

かくして1950年代の後半頃から、低開発国の経済発展、あるいは南北問題といった現実の緊急課題と関連して、非常にたくさんの論文や書物がつぎからつぎと刊行された。そして経済発展や南北問題の経済的側面だけでなく、その非経済的側面についても積極的にとりあげられているところに顕著な特質がある。したがって、そこにおいては、経済学的アプローチとともに社会学的ないし社会心理学的アプローチが好んでとられている。実際、最近10数年の経済発展論研究についてはあらゆる分野の社会科学が動員されているため、きわめて短期間のうちに新奇なアイデアが群生するといった状況にあり、非常に速いテンポで膨大な文献資料が誕生している。文献資料のボリュームではかれるかぎり、経済発展論という研究領域は社会諸科学の分野において、少なくとも経済学関係の分野ではその比重をいちじるしく高めていることだけは確かである。

ここで共同研究プロジェクトに話をもどすけれども、低開発国の経済発展という問題の性格からして、できることならフィールド・ワークのプロジェクトをふくめるにこしたことはない。しかし、現状ではそれはできない相談ごとでしかなく、高々メンバーの方々の個々の現地体験の積み重ねをもって甘んじている。したがって、その理論的解明にしろ実証的分析の作業にしろ、手近な

ところで入手可能な文献情報をよりどころにすめられているのが実情である。つまり低開発国の経済発展の研究についても、まずは誰れしも文献学者にならねばならないのである。そして研究活動とその成果の相当部分が文献資料の収集や文献情報の検索のうでまえに左右されている。

かりに図書館や資料室などの公的な文献情報サービスが完備され、どんな研究主題に関する文献資料も必要に応じて容易に入手できるとしたら、個人的な文献資料の収集・管理能力の有無と研究成果とのあいだの相関は間違いなく低下する。もちろん、そうした状況からほど遠い今日においてすら、ファイル・マネージメントの下手クソなわれわれは、もっぱら資料室などの文献情報サービスに依拠している。ましてや共同研究プロジェクトにおいてはそのとおりである。というのは、共同研究プロジェクトでは、少なくとも基本的な文献資料に関するかぎり、プロジェクトに参加する全員が共通に利用できなければならないからである。それゆえ共同研究プロジェクトにおいては、研究組織自体が一括して文献資料の収集管理をおこなうか、もしくは私物化され、排他的に利用することを許さない「公共財」としての文献資料や、「パブリック・サービス」としての文献情報サービスをあてにすることになる。

ところで「近代化研究会」の経済発展問題の共同研究プロジェクトにおいては、三田情報センターの発足を期に、情報処理についてだんだんと前者から後者に切り換え、センターの文献情報サービスの利用者団体に变身しつつある。したがって、情報センターが1日も早く、文献資料の単なる保管機関、あるいはその閲覧ないし貸し出し機関から脱皮して、本来の文献情報サービス・センターの姿になることを望んでいる。そして身勝手な注文ながら情報サービスの供給者として、いっそうユーザーに気をくばって欲しいと思っている。

今日、文献資料の選定や収集が一元的でないためか、それとも分類と保管の方法が機能的になっていないためなのか、あるいはわれわれの不慣れや文献資料の探索のまずさによるのであろうか、

研究主題についての文献資料目録の作成に時間がかかりすぎるようである。たとえそれができたとしても、その目録リストが短かすぎて足りなかったり逆に必要以上に長すぎて役立たなかったりすることが多い。とくに低開発国の開発問題などの場合には、必要に応じた最適規模の文献リストの作成は至難のわざである。スクリーニングの精粗の程度がむずかしいだけでなく、研究者個人のあいだの好みの偏りが大きいからである。

以上述べたような実情と種々の苦い経験の反省の上に企画された作業が、低開発諸国間の国際比較研究のための「ハンドソート・パンチカード」の作成である。これは三田情報センターと「近代化研究会」との共同作業となったが、共同研究プロジェクトでの組織的かつ効果的な文献収集とその処理にたいする要請に、三田情報センターの協力を仰いだ次第である。今日、文献資料の検索にもコンピューターがどんどんと導入されてきていることを考えると、いまさらハンドソート・パンチカードといわれるかもしれない。しかし、研究テーマによっては、パンチカードによる情報のファイルと探索もまだまだ見捨てたものではない。そこで最後に、今回作成されたハンドソート・パンチカードの一端を紹介し、広くみなさんの利用に供したいと思う。

今回は、最近15年間の海外文献にかぎって、①低開発諸国のマンパワーの供給と工業化について、②低開発諸国の財政金融制度と対外経済政策、とくに援助や商品輸入や資本輸入政策などをテーマにパンチカードがつくられた。いろいろな2次インデックス資料から、まんべんなくリスト・アップされたはずであり、出版年度、言語、地域、主題などに応じて検索できるようになっている。しかも、一部のカードの裏面には大学院学生の有志の協力によるアノテーションが付記されているはずである。詳細は三田情報センターで直接お聞きいただきたい。

(46.10.1 記)

医学情報センターにおける文献分析サービス

—「失語症」関係の例について—

加藤 和子
五十嵐 優子
(医学情報センター)



I. はじめに

当センターで行なっている文献分析サービスとは、個人を対象とはせず、医学部内の研究会や病院、製薬会社などの特定の研究グループに対して、一つの大きな研究テーマに関する文献を長期間継続的に探索し、その文献情報を文献集、パンチカード、抄録などの形で提供する情報サービスである。サービスの目的は、研究テーマに関し常に新しいデータを知り、すべての文献を網羅的に収集したいという研究者に応えるため current awareness を行ない、更に、文献を利用しやすい形態で提供することである。現在は「プラスミン」「胸腺」「甲状腺」「生化学的診断法」など7主題を担当している。

ここで述べる「失語症を中心とした大脳病巣症状」に関する文献分析サービスは、1970年4月から当医学部の大脳病理研究会の依頼により始められたものである。同研究会では以前より失語症関係の文献を集めていたが、海外の研究動向を正確に把握し、それと日本の実情を比較した上で、症例と結びついた適確な治療を施すことの必要性から、より大規模な計画の下で文献スクリーニングを行なうことになったのである。また、最終的には伊豆韮山温泉病院を失語症関係のデータ・センターにして、他の研究者にも役立つ構想も持っている。

II. 失語症とその研究

失語症とは、大脳の損傷により現われる巣症状

の一つで、言語中枢が侵され、コミュニケーションの障害が起こる状態で、言葉を話すことが出来なだけでなく、話される言葉の理解も乏しくなる。更に、読んで理解する力、書く力、計算する力などにも障害がみられる。昭和44~45年度に行なわれた失語症実態調査によると、103施設で60,971人の脳損傷患者の内、失語症患者は2,433人で約4%を占めている。失語症の原因疾患については、脳卒中が最も多く74.9%、交通事故などによる頭部外傷が12.8%、脳腫瘍が10.9%となっている。他の巣症状としては、感覚器を通じて対象を認識する能力が失われる失認症、運動障害が無いに行なうべき行為や動作が施行出来なくなる失行症がある。

日本に於ける失語症の研究は比較的新しく、患者の治療施設も少数しかない。伊豆韮山温泉病院は、昭和39年2月、民間で初めてのリハビリテーション専門病院として設立され、失語症患者の言語治療を行なうスピーチ・リハビリテーション・クリニックを持ち、現在は専門のスピーチ・セラピスト8名が35名の失語症患者（全入院患者100名）の治療に当たっている。失語症問題の解決には、医学のみならず、言語学、言語病理学、心理学、教育学など多分野の専門家の協力が必要と考えられ、昭和44年8月には失語症研究会（韮山カンファレンス）が発足した。伊豆韮山温泉病院はこの研究会の中心的役割を果たしている。

ヨーロッパ特にフランス、ドイツでは、19世紀の Broca や Wernicke の臨床解剖学的研究をはじめとして、20世紀以降の大脳病理的研究など盛

んに行なわれており、文献も非常に多い。アメリカでは、言語学やコミュニケーション理論を取り入れた新しい研究がなされている。日本で失語症の文献が最初に現われたのは1893年であるが、以後、単なる症例報告が時々見られる程度で、本格的に言語治療や検査について論じられるようになったのは1955年以降である。従って、日本に於ける文献量は外国のそれと比較にならない程少ない。

Ⅲ. 文献スクリーニング

文献探索作業の一つとして、特定の主題に関して必要な情報を含んだ文献を、索引誌や抄録誌或いは新着雑誌から網羅的に拾い出す作業を文献スクリーニングと言う。スクリーニングに際しては、探索の手がかりとなるキーワード（探索件名）の決定と、資料の選択が重要である。その他、調査年代や文献の使用言語の指定なども依頼者、即ち利用者との話し合いで決められるのが普通である。

(1) 索引・抄録誌（二次資料）

- Index Medicus
- Excerpta Medica
- Psychological Abstracts
- Language & Language Behavior Abstracts
- Current Citations on Communication Disorders
- Cerebrovascular Bibliography
- 医学中央雑誌

神経学・心理学・精神医学・耳鼻咽喉科・言語病理学の領域を重点的に調べる。

(2) キーワード（探索件名）

文献の論題或いは抄録中にキーワードが現われればスクリーニングする。キーワードには、④どんな場合でもすべて必要なものと、⑤条件により選択するものの2種類がある。

- ④ Agnosia 失認症, Agraphia 失書症, Alexia 失読症, Aphasia 失語症, Apraxia 失行症, Echolalia 反響言語, Korsakoff's Syndrome コルサコフ症候群, etc.

- ⑤ Amnesia 健忘症, Brain damage 脳損傷, Dementia 痴呆症, Language disorders 言語障害, Speech disorders 言語障害, etc.

Ⅳ. パンチカード・サービス

スクリーニングした文献情報をハンドソート・パンチカードに記載し、利用者が要求する文献を速やかに抽出出来るよう、必要事項をパンチする。必要事項とは、①主題 ②年代 ③著者名(アルファベット3文字まで) ④言語である。主題はパンチの穴にそれぞれ意味を持たせることにより表わし、各文献について論題或いは抄録内容から最も適当と判断された主題が選び出される。この作業を〈分析〉、主題を〈分析件名〉と呼んでいる。

分析件名はキーワードと同様、依頼者と予め打合せをして決めておく。探索用のキーワードは、将来必要となるであろう情報を網羅的に集めるため、多少オーバーラップしても洩れをなくすことが留意されるが、分析件名は、プールされた文献の中から利用者が求める情報だけをより分けるために必要な条件付けとなることが考慮されなくてはならない。即ち、主テーマである「失語症」へのアプローチとして、原因、症状、診断、治療など様々の要件が考えられるということである。分析件名の与え方には制限がないが、1文献に4～6コが通常である。分析者の主題に対する知識が未だ不十分なので、パンチをする前に依頼者である先生方にチェックしていただいている。

Ⅴ. おわりに

1970年4月に開始してから1年半を経過し、今迄に約6,000の文献をスクリーニングして来た。これは、古い文献をカバーするための年代を逆上った探索によるものが殆んどで、この遡及的探索は今年度で大体終了する予定である。ここで、今後のサービスのあり方について考えてみると：

- 1) カレントな文献の探索、即ち、雑誌や速報誌(Current Contents)のスクリーニングに力を入れる。
- 2) パンチカード量の増大に伴ない、ハンドソ

ートに限界が生じるので、何らかの整理方法を検討しなければならない。

「タナック」等の機械化も考えられるが、財政その他の問題で当面の実施は困難である。

- 3) スクリーニングと並行して文献の複写も行なっているが、現在はバラバラの状態なのでパンチカードのある文献に入手し得る範囲内でコピーを揃えると言うような、まとまった複写サービスも考えられる。

これまで述べてきた文献分析サービスが、どのように利用され、失語症研究にどんな役割を果たしているかについては、サービス自体まだ確立さ

れていない現段階では触れることが出来ない。今後も開始当初の目的に沿えるよう、充実したサービスを行なうことが大切であろう。

参考文献

・関口昌樹“文献スクリーニング(1) プラスミン総合研究計画への協力”医学図書館 11(1): 23~38, 1964

・野添篤毅“神経化学文献スクリーニング—キーワードと探索上の問題点”Library System 6(1): 49~59, 1967.

~~~~~ 選書 * 収書 * サービス ~~~~~

三田情報センターの選書方式

情報センターのサービスの中で、教員利用者の関心事のひとつは「選書」である。とくに、人文・社会科学系列の利用者に対してサービスしている三田情報センターでは、利用者の文献探索および入手に対するサービスとしても重要である。

三田における選書は、学部図書費をファンドとして各学部毎に行なわれ、また、図書館としては、図書館図書費を財源として各学部における選書と関連をもちながら、独自に行なっている。

こうした形は、情報センター発足以前の選書方式を踏襲したようにみえるが中味はずいぶんと変わってきている。

Blue Books や English Revolution などに見られる選書における学部間の調整

いずれの場合も、文部省研究設備整備費補助金で購入されたものであるが、これらの選定にあたっては、学部・図書館間で公式的あるいは非公式的な形で検討され、発注された。

これらはいずれもセットものとしては相当高額なため、助成金で購入するべく申請されたが、あまり高額でないものなどについては、学部間あるいは学部・図書館間でかなり頻繁に話し合いが行なわれている。

収書担当スタッフの任務

そうした学部間もしくは、学部・図書館間の協同収書について、収書担当スタッフの活動が大いに役立っている。これは、図書館および学部の蔵書をひとつのコレクションとして評価し、発展させていくために必要な調査を行なうために、三田情報センター副所長のスタッフとして設けられたポジションである。その目的のために、過去において収集されたものについてだけでなく、現行の選書においても積極的に活動している。

図書展示室と月例図書展示会

現在、三田情報センターでは、見計図書の選定のために毎月図書展示会を行なっている。

月初めの7~10日間、新研究室内図書展示室において、各書店から集められた和漢洋の最新刊や古書を、毎月およそ2000~2500冊展示している。各学部の選書も、図書館図書の選書も、ここで行なわれる。

最近では、見計図書だけでなく、三田情報センター宛に送られてくる寄贈図書・資料も展示され、また、「見計」のできにくい図書や雑誌のインフォメーションのファイルも置かれている。

月例選定図書展示会の一環として、「特集版」とも云うべき図書展示会も行なっている。たとえば11月25日から12月1日まで、図書館記念室で行なわれる「ペーパーバック専門書・教科書展示会」などは、その企画のひとつである。

(渋川)

新銭座から三田へ

伊東弥之助

(三田情報センター)
テクニカル・サービス部長

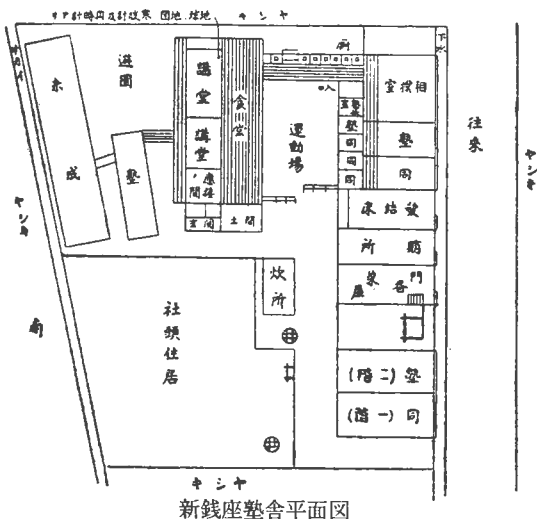
新銭座の塾は慶応4年4月に発足した。同時に慶応義塾と名付けて、開塾宣言の文「慶応義塾之記」を発表した。日本に於ける洋学の伝統を記述し、この塾こそ、洋学の正統を踏むものだと揚言した。事実この時にあって、江戸中の洋学塾は殆んど姿を消した。徳川慶喜は水戸へ去り、朝廷の軍隊が江戸を占拠してはいたが、徳川家の処分はまだきまっていなかったから、幕府公立の洋学研究の開成所も存続してはいたけれど、建物はあっても学問の府たるにふさわしい存在ではなくなっていた。幕府という本家がそのようであったから、幕府に仕官しながら塾を持っていた江戸の洋学者達は今や、塾どころではない、明日の吾身を心配せねばならなかった。そこへゆくと、福沢は幕末以来、著述からの収入もあり、又幕府の因順姑息にも愛想がつきていたから、独立して教育に専心しえた。幕府という束縛も今はなく、新政府も定まらない。

ここで初めて福沢は海外でみた学校の制度を採り入れることが出来たのである。「此学(英学)を世に拡めんには、学校の規律を彼に取り、生徒を教導するを先務とす。仍て吾党の士相与に謀て、私に彼の共立学校の制に倣い、一小区の学舎を設け、これを創立の年号に取て、仮に慶応義塾と名付く」そして革新的な試みを実行した。ここではそれらを詳しく語る余裕を持たない。前年将来した図書が如何に活用されたかを、物語らねばならない。

先づ、これらの図書は塾のどこに置かれてあつ

たか。塾舎の平面図は幸なことに印刷された「慶応義塾之記」に附載され、その「義塾之記」は明治1年から2年にかけて、3種類刊行されている。初めの2種は建物に変化はないが、部屋の名に相違が見られ、後のには部屋の変更とともに二棟の建物が増設されている。しかし図面には図書の置き場所が示されていないので、この時代の塾生の口を借りて、探ってみるより外に仕様がな

い。福沢の買って来た英書の豊富さに驚いた前節の永田健助は明治1年11月の入塾で、後年の回想談を見ると部屋の配置などの記憶は正確である。門長屋に入って突当りに福沢の居宅があり、それを



慶応義塾百年史に掲載された明治1年版と2年版の中間に発行されたものの平面図で、奥の講堂に什器の説明がある。

右に折れた建物には玄関の六畳ばかりの座敷が応接間となって、在塾生の姓名を記した木札が壁にさがっていた。玄関の続きに十畳か十二畳かの講堂が二つあって、そのうしろにはそれと同じ位の大きさの部屋は板の間で、食卓が並べてあった。門長屋は寄宿舎にあてられ、むさくるしい室が大小6、7間あった。それはまるで1年版の平面図を見るが如くであるが、図書の置き場所は語られていない。永田より少し前、5月に入塾した後藤牧太によると「ウェブスターの字書が講堂に置かれたるを記憶す。ウェブスターの字書の外、地球儀置かれたり。学生戯れて之れを転がすを以て、先生怒って弓込まされたことあり、後に薩摩辞書出来たり。其頃は日本語のものは余り用いず、ウェブスターの大中字書を用いたり」とあって、講堂に辞書があったとはあるが、どの講堂だか位置がわからない。ところがその講堂は永田のいう玄関から入って、一番奥にある板の間で食卓が並べられてある部屋のこらししい。それは明治2年9月入塾した須田辰次郎の回想に「奥の方の八畳には正面に世界の地図が掛けて居て、其前にテーブルが一脚、其上に地球儀があり、それから極く旧式の水銀のはいった小さなコップ中に硝子の棒を立てたバロメーターが一つ、寒暖計が一つ、小さな柱時計が一つ」であったという。この時代にはその講堂は純然たる教室に変わっていて、図書は新設された建物の広い部屋（二十畳敷位）に移されていた。「教授の用具としてはどんなものがあつたかという、広い室には大きな空の本箱が二つある。なぜ空であるかという、書物が少いのには借り手が多かった為に、本箱は何時も空になって居たのでございます」これで図書室などという名前はまだなかったが、図書のあつた部屋がわかる。新銭座の塾の出来たての頃は玄関のつきあたりの講堂に図書があり、明治2年増築ができた後は、建て増された方の部屋に図書が移された。学生はそれらの部屋で図書をじかに手にし、自分の部屋に持って行くことも許された。教科書を先づ手写し、それから字書を引いて勉強するという、苦しい勉強法から逃れて、新しく、教科書貸与の制度が出来たのである。

慶応3年福沢がアメリカから図書を買って帰ったときは、在塾生の数に見合った程度の量を備えていたのであろうが、維新の兵乱も納まる明治2年になると、新政府の外交も親善政策にかかわったので、洋学、殊に英学修業の熱意は高まった。全国から学生があつまって、新銭座の塾では収容しきれない程になり、奥平藩上屋敷の長屋を借り、3年には麻布の龍源寺、芝山内の広度院などの寺院を分塾にし、さらには旧幕時代の名門校だった江川屋敷の長屋をも借りて、「外塾」と呼んで使用した。かような有様であったから、須田の回想にあるように、本箱はいつも空だったわけである。だからでもあるまいが、学校側もなるべく初学者には教科書を買わせる算段をした。明治2年8月に印刷された「慶応義塾新議」に

「一洋書の価、近来誠に下直なり。且初学には書類の入用も少く、大略左の如し。

理学初歩 価一分一朱。義塾読本文典 価一分。和英辞書 価三兩三步。地理書、窮理書、歴史一部に付二兩より四兩まで。

右にて初学より一年半の間は不自由なし。此外に価八、九兩ばかりの英辞書一部を所持すれば最もよし」

とある。このうち理学初歩や義塾読本文典、和英辞書などは恐らく翻刻ものことで、地理書、窮理書、歴史などは原書のことであろう。しかし価格が下がったとはいうものの、激増する洋学生の需要には市場の方が追いつかない。須田の懐旧談をもう少し拾う。「明治5、6年頃迄は東京市中、原書の本屋僅に2、3軒、横浜に1軒あるのみにして、即ち日本橋釘店の丸善、向両国の島屋、築地の某外人店、横浜にケルン等は是れあり。其店も殆ど見本として1種、1、2冊あるのみ。同一種類のものが、5冊10冊と揃いたるものは、字書かパーレーの万国史、コロネルの地理書位の外、皆無というも過言に非らず」といった状態であったから、教科書借用に学生が殺到したのも、無理からぬことであつたらう。

この教科書貸与は学生が少い頃は恐らく無料であつたらう。しかし明治3年頃になると、貸出は有料になつたらしい。明治3年11月入塾の、奥州

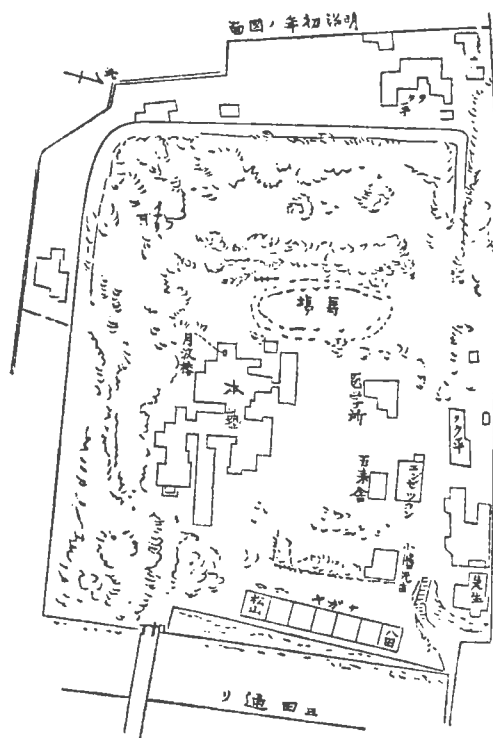
庄内の学生栗本東明は克明な日記をつけていて、義塾にいる間の本の貸借を記しているから参考になる。栗本は慶応3年に江戸へ出て伊東玄朴塾で蘭学を学び、側わら下谷辺の旗本の次男から「英吉利文典」の手ほどきをうけた。維新戦争で帰国したときも幕府の英学者蒔田某が脱走して来たので、勉学を続けることが出来、戦後、もっと本格的に英語を学ぶために再上京し、慶応義塾に入学した。栗本は既に英語の初歩の段階はすぎているので、入学の翌日、地理の原書1冊を借り、素読に出席し、10時から12時までの授業時間に地理書1枚半すすんだと記されている。そしてその月の晦日に地理書借用代を二匁、銭に直して三百五十文、塾に納めたという。地理書は続いて借り、更らに地図を追加して借りた。その借用料は翌明治4年2月1日に、12月、1月の2ヶ月分として七匁、晦日には2ヶ月分として一朱を納めた。こうしてウェブストルの「大辞書」、クエッケンボスの「小合衆国史」、パルレーの「万国史」、グードリ

ッチの「英国史」などを次々に借り、明治5年4月医師を志して大学東校に去るまで続いた。その間、自分で買ったのは僅か2冊、それも英和辞書とノットルの「スタンダルト字典」だった。その外に友達から文典、物氏小辞書とラルトネル「窮理書」を借りたことがあるだけで、如何に学校の図書が有効に使われていたかがわからう。

しかしこれと正反対の学生もいる。塾の図書を全く借りないで、自弁で買い、しかも使わなくなると売払って、あまり損もしないで学生時代を過ぎた男のこともつけ加えて置こう。栗本より少し後になるが、7年10月入塾の沼津出身の岡本経朝である。その手控によると初めは丸善などから新本を買ったが、後には古本を使った。日蔭町の十字屋梅吉という店から買ったり売ったりしている。また義塾所蔵書も古くなると学生に払下げる。岡本はそれも買った。9年にミルの「経済書」を1円50銭で、同じくミルの「代議政体論」を62銭5厘で、スペンセルの「交際論」を1円45銭で買っている。そしてスペンセルは使用済になると十字屋に1円10銭で売った。購入した洋書で高価なものはバックルの「文明史」で、丸善から5円で手にしたが、売払ったときは4円88銭であったというから、ちゃっかりしたものである。岡本は号を昆石といい、後に著述を多く残した雑学者である。こんな要領のいい学生は当時としても珍らしく、例外と見てよいだろう。

さて、栗本の修業日誌は新銭座から三田へ移転した期間に涉っている。移転は明治4年1月頃から始まって、3月16日に終わった。三田は島原藩邸のあった広大な地域で、これまで新銭座を中心として、奥平屋敷や江川長屋や其の他寺院などに分散していた宿舎を一つに統合できた。在学生326名、都下における最大の私塾であった。

慶応義塾が三田に移った頃のそのあたりは、慶応3年の薩摩屋敷焼討の跡がそのまま残っていて、丘の下は一面の荒野であり、飲食店としては三田二丁目に一軒、赤羽橋と田町辺にそれぞれ蕎麦屋が一軒あるのみだった。「芝山内には剽盗白屋に出没し、俗に稻荷山と称する義塾西南方の森中には時々狐の鳴声を聞くを得たりし」(慶応義塾



三田の新塾舎
慶応義塾五十年史掲載のもの。月波楼の位置がわかる。

便覧明治36) という程で、島原屋敷も荒廃していた。そうした旧大名屋敷をそのまま使って学校を初めた。屋敷の一隅に「月波楼」と呼ぶ三層の建物があつた。丘の上にあつて、旧幕時代には珍しい三階の建物であつたから名物とされて、天保年間に出た「江戸名所図絵」にも記されている。「松平主殿侯別荘の看楼ののみの号なり。此地の眺望、実に洞庭の風景を縮たるが如く、岳陽の大観うつつを模に似たり。依て城南の勝地とす」また、明治6年5月慶応義塾を訪れた福山の藩儒江木鰐水も「塾本、島原公邸、在三田、地勢高爽、前臨品川海、砲台在目前、右望品川後之山、左望江戸諸勝、皇居亦左近、(中略) 而与論吉氏登楼並講堂之様、皆勝景、眺望雄豁美麗」と嗟嘆している。島原藩主はこの三階の部屋で美女を侍らせ、品海に映える月を賞したのであろう。しかし義塾がここへ移ったころは、風光は昔と同じく良かったが、建物は古びていた。福沢一郎の回想によると「然も家が曲つて居りまして、突っかい棒がしてある。其丸太に子供が跨つて下に滑り降りたりして遊んだものでございます」というような有様であつたが、ここに貸出される図書の本棚を置いた。講堂の一部ではなく、兎も角も「月波楼」と名のつく建物に図書が置かれたのである。図書が置かれた最初の名のある部屋「月波楼」はその後、更らに古くなって壊されたが、ここを利用した塾生達の思い出の名称として永く回顧された。そこで創立五十年を記念して建てられた、現在の赤煉瓦の図書館の最も高い、八角塔の最上層に「月波楼」の名が復活され、塾生時代その名の部屋で勉強した後の首相犬養毅の筆になる「月波楼」の横額が、第2次大戦の時まで掲げられてあつた。

慶応義塾も三田に移つて規模も大きくなるとそこに詳しい規則が出来た。その中に図書貸出に関する項目も出来、そして時に応じて改訂され、幾変遷を重ねることになるが、そうした堅苦しいことは次節に譲つて、ここでは初めて文書に現われる書籍掛を紹介しよう。三田へ義塾が移つたころ、塾内取締りのために作られた「入塾の人に告る文」なるものがあつて、中に塾内の人事が記されている。

「一、教授に関りたる事は、芦野卷蔵氏、取扱うなり

一、会計、営繕、及借用書籍の事は渡部久馬八氏、杉浦礼吉氏取扱うなり

一、前二条の事の外、寮中の事は都て名児耶氏に告げ聞合すべし」

ここに初めて図書を直接扱う人の名が出てきた。会計及び営繕兼務の人、渡部久馬八と杉浦礼吉である。渡部は慶応4年1月、幕府崩壊の直前に福沢塾に入門した越後長岡の若侍、その時22才であつたが、長岡藩牧野家が官軍に抵抗することになつたので、すぐ国へ帰つて戦鬪に参加し、敗戦後再び来塾した時は、鉄砲庇のために一眼はみにくく潰れていた。後年、伊藤博文の秘書になつた小松緑の回想記に、明治11年11月に義塾に入学したときの渡部の風貌がしるされている。当時「日本座敷に塾監局よさむがあつた。其処には英学校の役員としては相応しくない、何方かと言えば人相の悪い、頭の毛も髭ものびるに任せて、眼は片方潰れ、黒木綿紋付の着物に兵児帯をだらしなく締めた男が居た。それが塾監の渡部久馬八という人であつた」とあり、又「どこから見ても壮士の頭目か山賊の張本、学校よりも山寨にでも立籠りするような人体である」と別の文章では述べている。戦場の経験もあるので度胸は良く、荒っぽかつた明治初期の学生を扱うのには格好な人物だつたようだ。明治3年、増上寺山内の分塾広度院の監督は稲垣銀治と渡部の二人であつたが、ここで武勇伝を実演した。この分塾に三河の人で、莊田健三という男がいて、酒癖が悪く、酔えば喧嘩を吹きかける厄介者であつた。「梅雨のしょぼしょぼ降る或る日の午時過ひるまに、本堂の方が騒がしいから駈け付けて見ると、此の莊田が泥酔し、本堂の真中で大刀を振り翳して、寄らば斬らんと身構えて居る。此時莊田の斬り込む大刀先を受けとめたのは渡部久馬八であつたという。渡部はその後も永く執事をつとめ、明治14年から16年までは理事委員となるなど、義塾の行政部門の重要な役職にもつた。従つて借出図書などの瑣末な事務は、もう一人の杉浦礼吉の役目であつたかも知れない。杉浦は入門帳にも名が見えないので詳細はわからない

い。渡部は書籍掛とはいっても大調べなどで、他の執事を指揮して蔵書調べをするなどの方が、似合っている人のように思える。なお渡部は後、宮城県や北海道、朝鮮などで農業を営み、大正3年

1月東京で歿した。一族には義塾出身者が多く、台湾製糖の榎哲には伯父にあたり、登山家の榎有恒、防衛大学初代学長となった榎智雄などには大伯父にあたる人であった。

スタッフルーム

『私の見たアメリカ』

武田 るい

7月6日から8月29日迄の約2か月間、日米協会と国際教育交換協議会主催の“Summer Study in America”に参加するため国外出張の機会を得ました。これは300余人が1か月余米国8大学に分かれて夏期講座を受け、横断旅行をし、且つアメリカの家庭生活を体験しようというもので私が行ったのはコロラド州立大学です。

○サンフランシスコ——オークランド空港から最初に入ったこの町は、7月だというのに人々は日中でも分厚いオーバーを着ており、ホテルでも明け方は暖房が入ります。それでも冬は10°C以下にならないそうで、常秋の町といえるでしょう。坂と花の多い、整然として重みのある町、ケーブルカーで坂を登りつめると、飛び出すように眼下に広がる海のすばらしさは忘れられません。

○ロサンゼルス——カリフォルニアらしく強烈な太陽のもとに果物は豊富で、花や木々があんなにも生き生きしているのを見たことがありません。ここでは各家庭に1~3人ずつ入り家庭生活を体験しました。私の行った家では子供達のベッドを提供してもらい何か申し訳けない気がしました。日本文化に詳しいのには驚きました。話に疲れたときの奥の手としては、折紙がとても役立ちました。子供達だけでなく大人も一緒に楽しんでくれたようです。

○コロラド大学——コロラド州はアメリカでも最も美しい州だそうで気候もよく、避暑地としては最適です。大学はState CapitalのDenverから車で40分程北のBoulderにあり、構内の建物は全てレンガ造りで、キャンパスは日吉の何倍あるでしょうか。校庭は芝生に埋っており木々も豊かです。そしてそれらにはスプリンクラーで四六時中水が撒かれ、そうしない

と保持できないのだとの事。人の住む所らしくするが為のそうした努力は、いかにもアメリカらしく徹底しているし又、それだけの豊かさを見せられた様に思います。

授業はアメリカ文化、特に今アメリカが直面している人種、麻薬、現社会とヒッピーの連関など興味深い問題ばかりでした。テキストが教授が難しいと自認している本で、しかも予習しなければディスカッションもできず、問題や質問がなければ先に進むという形式なので、必死に予習せざるを得ませんでした。

○東部大都市——コロラドからはルート66を一路東に向い、シカゴへ行きました。黒人人口1%と極めて少なかったコロラドから来ると、やはり町の雰囲気が違います。夕方友達が中年の二人連れの婦人に道を尋ねたときの、一瞬ビクッとされた表情は忘れられません。行き交う人々におびえている様子でした。ワシントンに来ると黒人が70%というだけあって実に黒人が多いと思いました。下町の道や公園には紙屑が多く、一方ホワイトハウスやリンカーンセンター等、ワシントン代表する地域は塵一つ無く、花も色とりどりでした。下町のホテルで、夜中に何度サイレンを聞いたか分かりません。ニューヨークは東京の感覚で歩いていけば、夜はやはり恐いですが、他は少しも違和感の無い所です。バスや地下鉄も分り易く、良く利用しました。但し物価は最高です。

○こうして中央部を西から東へ横断した印象は、国が大きすぎてコントロールが行き届いていない感じ。西の明るさ大らかさと、東部の都会の底辺から揺り動いている様な不気味さが一つの国の中にあるとは信じ難いのです。そして特に東部に来ると、アメリカも来る所迄来てしまっただけで動きがとれないのではないかと、印象を受けました。生活レベルの差はあるけれど、日本の方が生き生きとして、ずっと魅力のある国だと思いました。

(藤山記念日吉図書館職員)

大学職員と専門職制

— ライブラリアンの例を中心として —

福留孝夫

(情報センター本部事務室長代理)



“Librarian”とは単に図書館に働く(勤める)人を指示する言葉ではない。少くとも一定の教育と訓練を要件とする職能に従事する者を意味している。それに対応する日本語としては〈図書館司書〉或は単に〈司書〉という言葉が広く用いられている。一種の使い分けの言葉としては、それも止むを得まいが、これからの社会に期待されるであろう一つの職能を表現するには余りにもイメージが限定されてはいないか? ここで〈ライブラリアン〉と片仮名で表現せざるを得ないこと自体が、それ本来の職能が日本の社会に根を下ろしていない証拠ともいえよう。一方“Profession”という言葉も一応〈専門職〉という訳語が一般化しているが、これもいろいろに使分けされて日本語としては、未だ定着した言葉とはいえないようだ。

◇古典的三大プロフェッション¹⁾²⁾

プロフェッションといえば先ず医師がその代表例とされる。我々が日常接する〈お医者さん〉というものから、そのプロフェッション性というもののイメージが何となく得られるような職業は他にないであろう。この日常生活の中でその専門職能が何となく了解されているという事が、実はプロフェッションの本質を示すともいえるであろう。それは社会通念として、その職業のプロフェッション性が定着している事にほかならないからである。それは一朝一夕に定着をみるものではない。大げさにいえば長い歴史の所産ともいえるものである。

西欧社会に於ては、元来プロフェッションといえは聖職者(牧師)、医師、弁護士の三者を指す言葉として他の職業(occupation)から区別された意味をもった。ここで聖職者というのは、今日の日本人にとっては、奇異にも思われるが、中世ヨーロッパ社会に於ける宗教の支配力という面からみて、一般人の日常生活の上に及ぼす牧師の影響というものは正に一つの専門職能以上のものであった事が容易に察せられよう。当時の学問というものが、僧院の中のみで行なわれたという事は、学(識)者=聖職者であったことを意味している。更に学問の伝達が神学(Theology)、法学(Law)、医学(Medicine)の三領域に分化し組織化されて、それが大学の起源となり、この三者構成が大学の組織としての典型となり、その状態が長く続いたという事と、この三大プロフェッションの成立と無関係ではないわけである。即ち、この古典的プロフェッションは、教会の強い影響の下に当時の大学という最高教育機関の中で育って来たといえる。

◇プロフェッションの定義²⁾

今日盛んとなってきているプロフェッション論のうちでも、その定義となると多種多様であるが、その根底にあるものは、この古典的三大プロフェッションに共通するもの、或はかつて共通していた要素である。論者によって表現の仕方は異なるが、定義としては大体次のようにまとめられよう:

- 1) 一般的体系的知識に裏付けられた教育、訓練—単なる技能の訓練ではなく、知的内容の

訓練一を必要とする職業

- 2) 公共(社会)への奉仕(public service)の指向—自分自身のためではなく、他人のための奉仕—をめざす職業
- 3) 倫理綱領(code of ethics)—その職業的活動及び行動を自己規制しうる団体又は組織が存在する職業
- 4) 特権または地位の法的或は社会的承認をうける職業

定義というものはこうして書き並べてみると、現実に在る状態とはかなりかけ離れた印象を与えるものであるが、それは多少なりとも定義者自身の自己主張的提案、或はかくあるべきだという基本的条件が加味されてくるからであろう。この事は現実にプロフェッションたらんとする人々或は団体の日常の行動や主張の中で明確に識別して置く必要があろう。

◇ライブラリアンシップとプロフェッション^{2~3)}

かように定義されたプロフェッションの内容を“Librarianship”の立場からもう少し具体的に眺めてみたい。

- 1) 一般的体系的知識とは、広義のサイエンスまたは高度の学識ともいい換えられよう。プロフェッションとは端的にいえば、或る専門的技能を備えたエキスパートである。しかし今日のいかなる職業でも何らかの特技や技術が要求されるのが普通であるが、すべての職業人がそれぞれのプロフェッションを主張するわけではない。プロフェッションの専門的技能又は技術とは、それが高等教育機関(少くとも大学々部以上)で研究・教育されるにふさわしい内容の知識体系又は知識の集積があることを一つの標識とする。[アメリカの場合、Professional Schoolとはすべて大学院(M. A.)以上をいうが、我国の場合は学部課程以上とした方が今のところ現実的であろう]先ずこの点に於て我国のライブラリアンシップは失格する。本塾大学の文学部に「図書館学科」*が設置されてから20年に及ぶのに、その間、他の大学に同様の専攻学科が一つも生れていないという事実は、プロフェッション

形成の第一要件たる「ほぼ等質の個人の集団」の成立を不可能にしている。しかもこの唯一の教育機関たる同学科の卒業生の大半が女子である事が、プロフェッションとしての個人の集積を社会的に一層困難にしているといえよう。

* 昭42年「図書館・情報学科」と改称、同時に研究科(修士課程)も設置された。

- 2) 公共への奉仕という概念は、特に戦後の我国に於ける図書館教育の中で最も強調されて来た点である。ここでいう“service”は〈サービス〉或は〈奉仕〉と訳すよりも、意味上はむしろ〈業務〉と解した方がよい。プロフェッションの活動は、社会のすべての人——不特定多数の人——に開放され誰でもそのサービスを受けられるという事が前提となる。この限りでは図書館そのものが社会的施設であるから、不特定多数者への公平なサービスは図書館活動の基本となっている。特に公共図書館の場合は、この点が強調される点である。しかし、その開放されているサービスとは、特定の依頼者(client)の具体的要求に対して一対一の関係で個別に行なわれるのが原則であり、この点がプロフェッションによるサービスの基本的特徴とされる。一対一の関係とは一種の契約関係であるから、依頼者からの要求に合致し、且つその依頼者の利益のために満足の行くようなサービスを提供することによって、経済的な報酬をうけることを意味する。図書館活動の中で、いわゆるレファレンス或は情報サービスと称される業務は、確かに利用者(client)と担当ライブラリアンとの間に一対一の関係が生じたともいえるが、その提供するサービスに対価が支払われるという契約関係とはいえないし(部分的には、そのような関係成立の萌芽がみられるが)、ライブラリアンは何よりも特定機関又は組織の一員としての制約下にある。
- 3) 倫理綱領とは、いわゆる職業倫理の自己規制のメカニズムがいかなる形で作用しているかという事である。プロフェッションとは、原則として何人にも従属せず自由業として行なわれる。しかしながら特定依頼人との一対一の関係以外

には何人にも左右されないとは言っても、「公共への奉仕」というプロフェッションの基本的立場は、自らその行動の規範を要請することになる。その行動原理として利他主義と中立主義があると理解すべきであろう。この行動原理を失った時には、そのプロフェッション自体の崩壊を意味するという自己規制の意識がプロフェッションとしての職能団体を形成せしめる一つの動因でもある。日本図書館協会の設立（1892年）は古いが、このような職業倫理の形成という面での活動は余り見られなかったし、また社会的な要請度も稀薄であったといえよう。医師の世界には「ヒポクラテスの誓」を発祥とする医の倫理が単なる「医師の心得」以上のものとして存在してきた。我国の場合、法律として「医師法」の中で医師の一般的任務や特定の義務が規定されている。弁護士の場合でも「弁護士倫理綱領」というものが、その行動規範として存在する。我国の「図書館法」（1950年）には図書館員に対する同様な趣意の条項は存在しない。

- 4) プロフェッションに於ける職能団体が、単なる同業者組合的或は親睦会的団体と異なる第一の点は、プロフェッションとしての社会的承認——特権或は地位の——を獲得保持するという一種の政治的団体である事である。たとえば一般の日本医師会の1ヶ月にも及ぶ診療拒否問題は、ジャーナリズムの上でも、ごうごうたる批難——特に医の倫理の面から——を浴びた。しかし医師会としての立場からすれば、医師個人々が日常の診療行為の中で、現代医学の成果を自由に活用できないような現在の医療制度は、プロフェッションとしての医師の存在を否定するものであるという危機意識があったといえよう。事態の正否は別として、プロフェッションとしての団体とはそのような激しさを秘めたものであるという一事例ともいえる。

かような社会的承認のために、そのメンバーを糾合し、団結し、且つ教育・訓練、特に卒業後教育（post-graduate education）或は資格取得後の継続教育（continuing education）による専門技能の維持・向上に責任を負う団体として

活動する。従ってアメリカやイギリスの例でいえば、医師会や図書館協会自体がそのプロフェッションとしての認定とか資格附与の権限を有している。我国の場合、このような権限は殆どすべて政府又は地方自治体が有している点でも、欧米に於ける古典的プロフェッション論が、そのまま我国の例に適用されないし、また理解され難いところである。それにしても我国の「図書館法」による〈司書〉の資格は、これまで述べてきたプロフェッションの本質論からすれば程遠い内容のものといえよう。

◇スペシャリストとプロフェッション^{4~6)}

前述のように古典的プロフェッションの定義及び原則に照らしてみる時、ライブラリアンのプロフェッション化という可能性または萌芽は部分的には見られるが、現状ではすべての点に於て〈否〉又は〈不十分〉といわざるを得ない。だからといって改めて我々が悲観するには及ばない。すべての要件を満たし、世界の図書館界をリードしていると考えられるアメリカに於ても、ライブラリアンはこの古典的尺度からみたプロフェッションの社会的承認は十分に獲得していないのである。

ところで現代社会に於ける科学技術の進歩は、あらゆる職業に分化現象をもたらし、多様な specialist（専門家）を生むに至った。しかし職業または職種の単なる専門分化（specialization）即プロフェッション化（professionalization）とはいえない。なぜならばプロフェッションとは、これまで述べて来たような歴史的背景を有する幾つかの原則を満たすものでなければならぬからである。

一方、このプロフェッションとは異なる原理、即ち営利主義・商業主義を基本とする筈のビジネスの世界でのスペシャリストの増加と、企業は単なる営利追求のみではなく社会公共性を無視しては企業そのものが存続し得ないという経営論の誕生と相まって、ビジネスの世界におけるプロフェッション化という考え方が広まって来ている。そのためこのスペシャリスト（専門家）とプロフェッション（専門職）の概念的混乱が生じており、殊に日本語では、全く同義語的に使用されている場合が

多い。また従来の古典的尺度が通用しない面もあるところから、この用語の混乱は一層拍車をかけられたともいえる。

このビジネスにおけるプロフェッション化という一見矛盾した現象を、かの P. F. ドラッカーは次のように説明している。

「近代的企业には……少くとも三種類の労働者 (worker) が必要である。まず第一に経営担当者 (manager) を必要とする。第二に一般労働者 (ordinary worker) この中には、熟練・非熟練を問わず一切の肉体労働者及び事務労働者が含まれる——が必要である。第三に専門家職員 (professional employee) を——近年ますます——必要としている」

そして、この第三の〈専門家職員〉が「企業の成員として十分に能力と生産性を発揮するためには次の五つの条件が満たされなければならない」という：

- (イ) 専門家職員は、あくまで〈専門家〉としての特質を保持しながら企業に貢献しなければならない。特に彼は、自分が現実企業に貢献しているかどうか、又いかなる貢献をしているかに就て知っていなければならない。
- (ロ) 専門家職員は専門家職員としての評価にもとづいて昇進の機会を与えられなければならない。
- (ハ) 専門家職員には、専門家職員としての能力を高め、また専門家職員として企業により大きく貢献するよう金銭的誘因 (incentive) が与えられなければならない。
- (ニ) 専門家職員の職務は、専門家の特質にかなった職務でなければならない。
- (ホ) 専門家職員の業績は企業内のみでなく広く世間一般から価値あるものとして認められなければならない。

この“professional employee”の概念は、今日のライブラリアンにとって、前述の古典的プロフェッションの要件よりもより多く示唆を得るものであろう。又ここで〈企業〉という言葉の箇所へ〈大学〉と入れ換えて読む時、本誌前号で田中氏のいう〈専門職員〉のとらえ方と一致してくるも

のがある。

「図書館員は専門職である」という声は、外部(世間)からよりも内部(図書館員仲間)から出てくる場合が多い。一面それは当然のことかも知れないが、〈専門職〉という言葉の背後にある本来のプロフェッションの意味の重さをどの程度にとらえているかが問題である。「……である」現実と「……であるべき」主張との間の距離を冷静に認識する必要があるだろう。

大学という場において、一般的に「図書館すなわち資料そのものは重視されて来たが、図書館員は重視されなかった」(藤川)という皮肉な見方もある。一つには研究者としてのファカルティからみれば図書館(室)は、自分の研究のみにとって便利であればよかった、つまり個室又は書斎の延長的存在以外の何物でもなかった。二つには、学生の側からみれば教室は一方向的な知識の被伝達の場のみであり、能動的な或は方法論的な学習に重点が置かれぬ授業であれば、そのための思考材料即ち資料を求める必要も切実なものではなかった。これらの事情と図書館員の存在が重要視されなかった事とは無縁ではなかったと考えられる。

我国における戦後の大学図書館の近代化とは、具体的には、このような状態からの脱却のための努力であったともいえよう。大学の中での組織単位としては、図書館は膨大な予算を執行し、大きな施設を管理し、多数の(おそらく最大の)職員を擁する。しかも図書館の機能は本質的には研究・教育活動そのものに直結するものである。そういう意味で大学という組織体の中での専門職の問題は、ライブラリアンに一つの焦点が当てられようが、この問題に就ては他の領域における専門的職能との関連の上で総合的に取組む必要があるだろう。

今回は、各論に至る前にプロフェッションに就ての一般論をライブラリアンシップの観点からあれこれ模索してみた。

◇参考文献

- 1) Vollmer HM, Mills DL (eds.)

Professionalization, Englewood Cliffs, N.J., Prentice-Hall, 1966. 365p.

- 2) 石村善助 現代のプロフェッション 至誠堂 昭44. 261p.
- 3) Goode WJ "The librarian: from occupation to profession?" Lib. Quart. 31(4): 306—20, Oct. '61.
- 4) ドラッカー PF "専門家職員"(現代経営研

究会訳 現代の経営〈下〉ダイヤモンド社 昭40. p.210—24)

- 5) 藤川正信(編) "図書館学教育の本質的諸問題——図書館教育セミナー" 図書館界 18(5): 148—57, '67年5月.
- 6) 田中英一 "大学事務職員の未来像とライブラリアン" KULIC 2: 17—20, '71年6月.

編集後記

◇松下幸之助氏のご好意によって日吉矢上台に建設中であつた新工学図書館は、去る9月に無事落成し、その名も「松下記念図書館」と命名されました。

我々情報センター関係者、なかでも工学図書館関係者の永年の夢が実現したわけで、まことに喜ばしい限りです。

今後はこの施設を有効に活用していかに効果的なサービス活動を展開できるかが問題となるわけ

ですが、このためには、まずもう一度、<図書館は図書館員のためにはなく図書館利用者のためにある>という大前提に立ちかえる必要があります。したがつて、図書館(情報センター)職員の努力もさることながら、

利用者としての教育職員、大学院・学部学生の方々の協力が不可欠となりましょう。以前にもまして積極的かつ建設的なご意見、ご助言をお寄せ下さるようお願いする次第です。

◇学術研究用資料としての政府刊行物の重要性は、人文・社会科学の分野、自然科学の分野を問わず、近年とみに高まって来ております。

去る5月に行なわれた情報センター協議会においてもこの問題がとりあげられ、その収集と整備の必要性が強調されておりますが、これらの状況をもとに本号では政府刊行物をテーマにした特集を組みました。

なお、情報センターとしては目下、全塾各地区

の政府刊行物所在リストを作成中であり、1~2か月後には利用者の便に供せられることになると思われます。

◇日吉情報センターの発足準備は現在進行中ですが、将来にわたつて日吉情報センターがその機能を発揮するうえで、最大の隘路となりそうなのは、やはり施設上の問題のようです。

一般的にいって日吉の場合、三田などと比較して施設整備の面でかなり立遅れているわけですが、図書館・研究室等を含めた研究・教育上の環境整備のポリシーが、まず立てられなければならないのではないのでしょうか。

先般、研究室事務室に隣接する17番教室を明年から日吉情報センター活動のためのスペースとして使用することが認められ、これによって発足準備も一挙に具体的な段階にまで進むも

のと思われませんが、これとても発足後しばらくの間の一時的のぎといった感はまぬがれません。

◇情報センターにおける業務の機械化は、まず三田情報センターにおける図書予算の管理業務を皮切りに、医学情報センターにおける、洋雑誌所蔵記録の打出し、さらには、研究所等を含めた全塾各部署で受入中の和・洋逐次刊行物リストの作成等が推進されております。

ところで、これらのシステムの大半は情報科学研究所の機械を利用することによって成立しているわけで、ユーザーの立場としては、同研究所の健全な発展を念願する次第です。

(孫福)

編集委員	
本部事務室	孫福 弘
同上	渋谷 雅俊
三田情報センター	安西 郁夫
日吉図書館	武田 るい
日吉研究室	宮本 昭司
医学情報センター	沢井 清
工学図書館	中島 紘一